

2-351-1

環境影響評価書案に係る見解書

(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業

令和元年（2019年）10月

小平・村山・大和衛生組合

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の内容の概略	1
3.1	事業の目的	2
3.2	事業の内容	2
3.2.1	位置及び区域	2
3.2.2	計画の内容	6
3.3	施工計画及び供用計画	23
3.3.1	施工計画	23
3.3.2	供用計画	28
4	評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要	31
4.1	都民からの主な意見の概要と事業者の見解	31
4.1.1	予測・評価全般	31
4.1.2	大気汚染	33
4.2	事業段階関係市長からの主な意見の概要と事業者の見解	38
4.2.1	立川市長からの意見と事業者の見解	38
5	事業段階関係地域	39
6	評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の概要 並びにこれらについての事業者の見解	41
6.1	都民の意見書と事業者の見解	41
6.1.1	予測・評価全般	41
6.1.2	大気汚染	43
6.1.3	その他	48
6.2	事業段階関係市長からの意見と事業者の見解	49
6.2.1	立川市長からの意見と事業者の見解	49
7	その他	50
7.1	評価書案に係る見解書を作成した者及び業務受託者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	50
7.2	評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録	50

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 小平・村山・大和衛生組合
代表者 : 管理者 小林 正則
所在地 : 東京都小平市中島町 2 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称 : (仮称) 新ごみ焼却施設整備事業
種 類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業 (以下「本事業」という。) は、東京都小平市中島町 2 番 1 号に位置する既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去して、新しいごみ焼却施設の建設を行うものである。

対象事業の概略は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の概略

項 目	内 容
所在地	東京都小平市中島町 2 番 1 号
計画敷地面積	約 19,800m ²
工事着工年度	令和 2 年度 (2020 年度) (予定)
施設稼働年度	令和 7 年度 (2025 年度) (予定)
施設規模	236 トン/日 (118 トン/日・炉× 2 炉)
処理対象物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残さ ^{注1)}
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ式又は流動床式)
主な建設物等	工場棟、管理棟、煙突、ストックヤード等

注1) 不燃・粗大ごみ破碎残さ：(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設において、不燃・粗大ごみから小型家電、有害物、鉄、アルミなどを回収した残さ物

3.1 事業の目的

小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）では、小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「3市」という。）から発生する可燃ごみの焼却並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破碎・選別を行っている。

現在の組合のごみ処理施設は、「粗大ごみ処理施設」及び「3号ごみ焼却施設」が稼働から40年以上、「4・5号ごみ焼却施設」が30年以上経過しており、25年から30年が一般的といわれているごみ処理施設の稼働年数を超えている状況である。

このような中、組合では、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や3市の資源化基準の統一、ハード面では、資源物を3市で共同処理する施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「3市共同資源化事業基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

基本構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を3市で共同処理する「資源物中間処理施設」は令和元年（2019年）4月から稼働し、粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」については整備工事に着手しているところである。

ごみ焼却施設に関しては、公衆衛生の向上、二次公害の防止という従来のごみ焼却施設に求められる機能に加えて、熱エネルギーの回収による循環型社会形成への貢献や低炭素社会実現への寄与、更に、災害発生時に対する強靱性の確保、防災拠点としての役割など、多様化、重層化しており、こうした時代の要請に応じた施設とする必要性も高まっている。

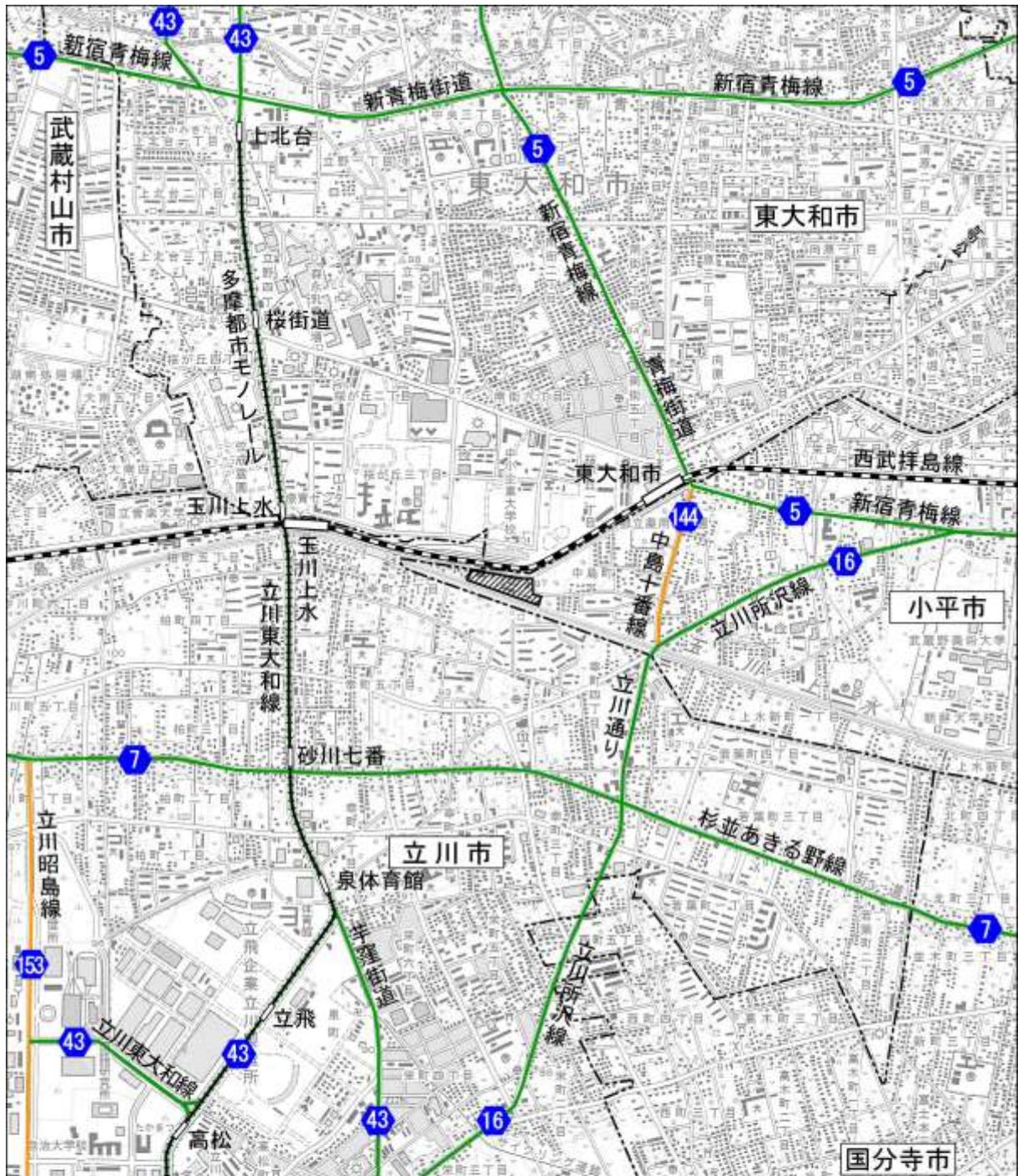
本事業は、基本構想に基づくごみの発生抑制、ごみの資源化施策を踏まえたうえで、3市のごみを適正かつ安全に処理するとともに、ごみ焼却施設に求められる多様化、重層化した機能・役割を担う施設として「（仮称）新ごみ焼却施設」を整備するものである。

3.2 事業の内容

3.2.1 位置及び区域

対象事業実施区域の位置は、図 3.2-1 及び図 3.2-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 3.2-3 に示すとおりである。

計画地は、小平市中島町に位置しており、敷地面積約 19,800m²の区域である。



凡例

-  : 計画地
-  : 鉄道
-  : モノレール
-  : 主要地方道
-  : 一般都道
-  : 市界



1:25,000



図 3.2-1 対象事業の位置



凡例

 : 計画地



1:10,000

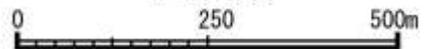


図 3. 2-2
計画地周辺の航空写真



凡例

-  : 計画地
-  : 市界



1:5,000

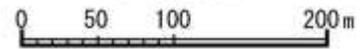


図 3.2-3 対象事業の区域

3.2.2 計画の内容

本事業は、既存のごみ焼却施設及び付属施設（以下「既存施設」という。）を解体・撤去し、最新の設備を有するごみ焼却施設を建設するものである。建替え後の主な施設としては、工場棟、管理棟、煙突及び付属施設（以下「新施設」という。）がある。

なお、本事業とは別事業として、計画地内において（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設を平成 29 年度（2017 年度）から建設し、令和 2 年度（2020 年度）に稼働予定である。

（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施済みであるが、計画地内で稼働するため、本環境影響評価では関連施設として取り扱う。

(1) 施設計画

既存施設、新施設及び関連施設の施設概要は表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示すとおりである。本事業は、処理能力の大きい既存の 4・5 号ごみ焼却施設を稼働させながら、既存の 3 号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等を解体し、その跡地に工場棟を建設し、その後、既存の 4・5 号ごみ焼却施設を解体してその跡地に管理棟等を建設する計画とする。

新施設の工場棟の高さは既存施設の工場棟の高さ 22.5m 以下の 22m とする。また、新施設の煙突は、高さ 59.5m、工場棟と一体型とする計画とする。

建築面積は、既存施設が約 5,499m²、新施設及び関連施設が約 7,985m²となる。

なお、駐車場は 27 台（小型車 23 台、大型バス 3 台、車いす用 1 台）分を設ける。

表 3.2-1 既存施設及び新施設等の施設概要(構造等)

施設区分		既存施設	新施設
敷地地盤高		T. P. +97m ^{注1)}	T. P. +97m ^{注1)}
工場棟	構造	3号ごみ焼却施設：鉄骨・鉄筋コンクリート造 4・5号ごみ焼却施設：鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
	高さ	3号ごみ焼却施設：20.15m 4・5号ごみ焼却施設：22.5m	22m
管理棟	構造	—	鉄骨造
	高さ	—	約9m
煙突	構造	3号ごみ焼却施設(独立型煙突 ^{注2)} 外筒：鉄筋コンクリート造(高さ28mまで) 内筒：鋼製 4・5号ごみ焼却施設(独立型煙突 ^{注2)} 外筒：鉄筋コンクリート造、内筒：鋼製	(工場棟一体型煙突 ^{注2)} 外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製
	高さ	3号ごみ焼却施設：59.5m 4・5号ごみ焼却施設：100m	59.5m
付属施設		計量棟、粗大ごみ処理施設、不燃物積替場(高さ7.6m)、廃水処理施設、旧事務所棟	計量棟、ストックヤード
関連施設		(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設 施設規模：28t/5時間 処理方式：破砕・選別 構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造、高さ：20.08m	

注1) T.P. とは東京湾平均海面 (Tokyo Peil) であり、全国の標高の基準となる海水面の高さである。

注2) 独立型煙突とは、建物と独立して自立する煙突であり、工場棟一体型煙突とは、工場棟の建物構造と一体となった煙突である。

表 3.2-2 既存施設及び新施設等の施設概要(建築面積等)

施設区分		既存施設	新施設
建築面積	工場棟	3号ごみ焼却施設 : 約 1,371m ² 4・5号ごみ焼却施設 : 約 2,126m ²	約 5,069m ²
	管理棟	—	約 735m ²
	付属施設	約 2,002m ²	約 205m ²
	関連施設	(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設 : 約 1,976m ²	
	合計面積	約 5,499m ² (関連施設を除く面積)	約 6,009m ² (関連施設を除く面積) 約 7,985m ² (関連施設を含む面積)
敷地面積等		敷地面積 : 約 19,800m ² うち、新施設用地面積は約 16,105m ² 、関連施設用地面積は約 3,695m ²	

本事業は、令和2年度(2020年度)に工事に着工し、令和9年度(2027年度)に完了する計画である。整備事業の工程は表3.2-3に示すとおりである。

表 3.2-3 整備事業の工程(予定)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
基本計画	■											
環境影響評価手続		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
解体建設工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■
(参考)関連施設建設工事	■	■	■									

注1) H29～H30は平成29年度～平成30年度を示し、R1～R10は令和元年度～令和10年度を示す。

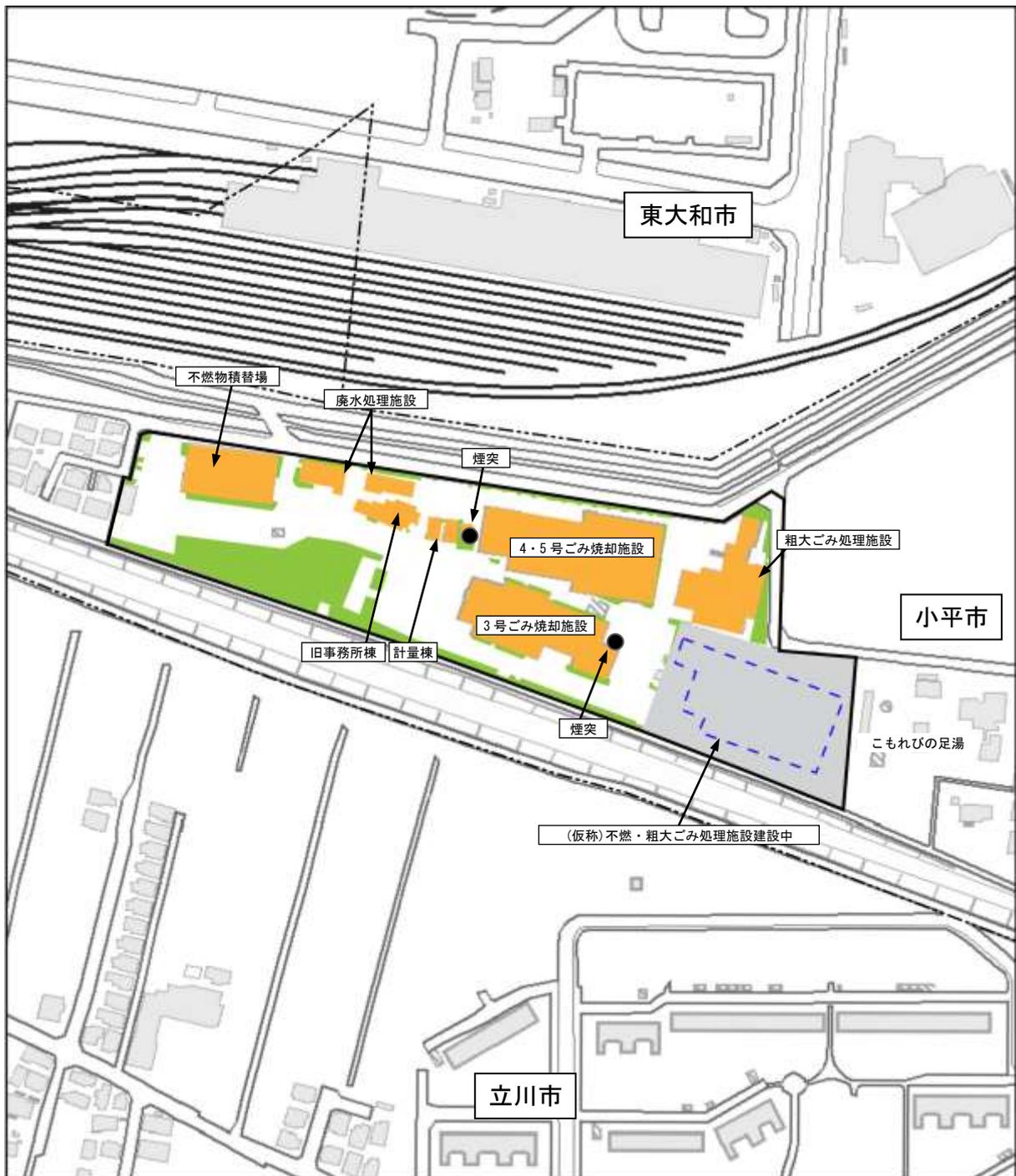
注2) 基本計画の工程は、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画の策定工程を示す。同整備基本計画の策定経過については「6.5 事業計画の策定に至った経過」(p.52参照)に示すとおりである。

注3) 環境影響評価手続の工程は、環境影響評価調査計画書の提出から事後調査手続の終了までを示す。

注4) 解体建設工事の詳細工程は、「6.3.1 工事工程の概要」(p.38～39参照)に示すとおりである。

注5) (参考)関連施設建設工事工程は、本事業とは別事業として実施する(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設建設工事の工程であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施済みである。

計画地における既存施設の配置図は図3.2-4に、新施設及び関連施設の配置図は図3.2-5に示すとおりである。また、新施設の立面図は図3.2-6に、新施設の完成予想図は図3.2-7に示すとおりである。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 既存施設
- : (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設
- : 関連施設((仮称)不燃・粗大ごみ処理施設)用地
- : 緑地



1:2,500



図 3.2-4 既存施設の配置図

注 1) (仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。



凡例

- : 計画地
- : 市界
- : 建設予定施設
- : ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設
- : 関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) 用地
- : 緑地
- : 連絡通路

注 1) ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。



1:2,500

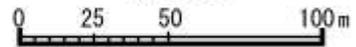


図 3.2-5 新施設及び関連施設の配置図

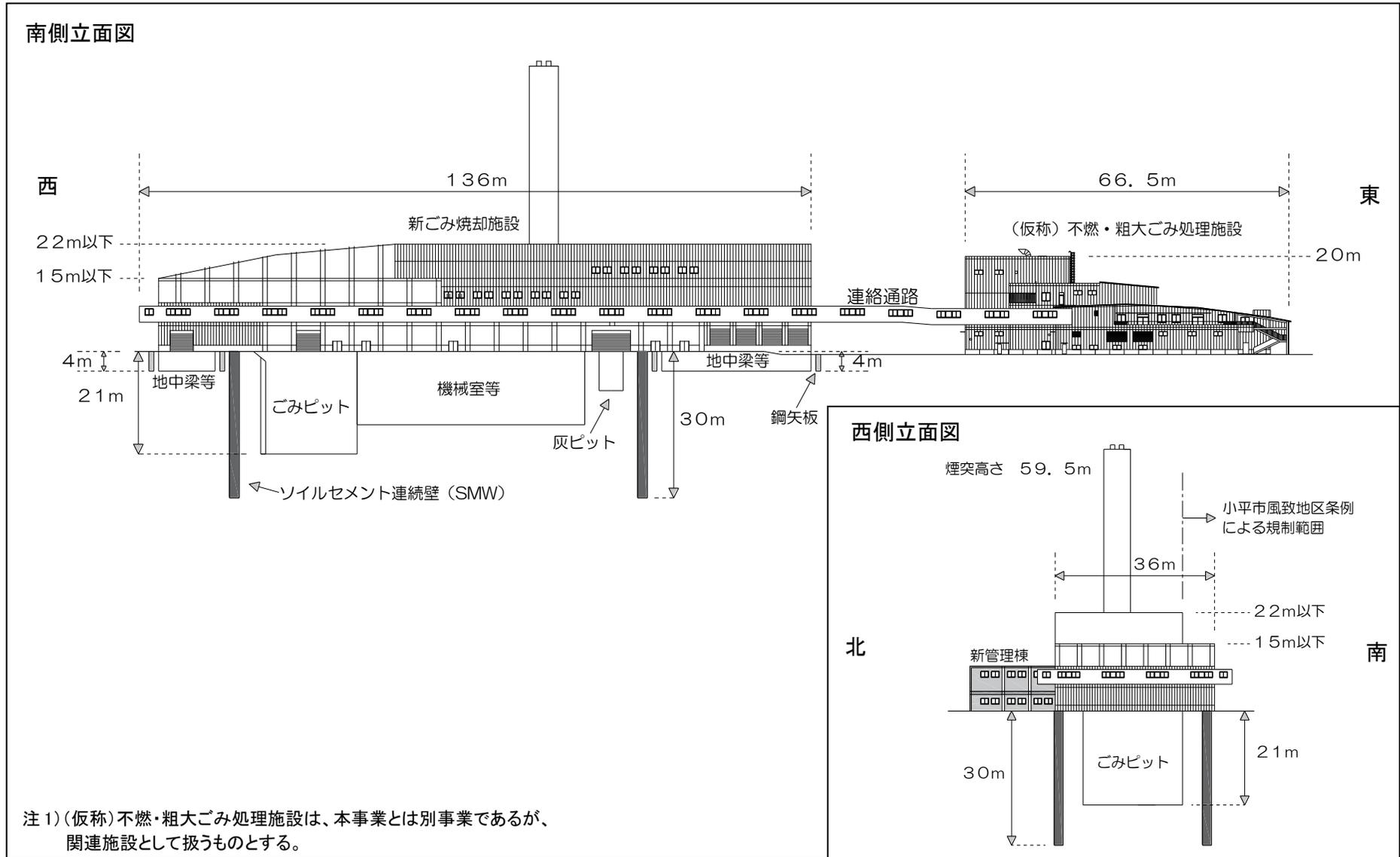


図 3.2-6(1) 新施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の立面図(南側、西側立面図)

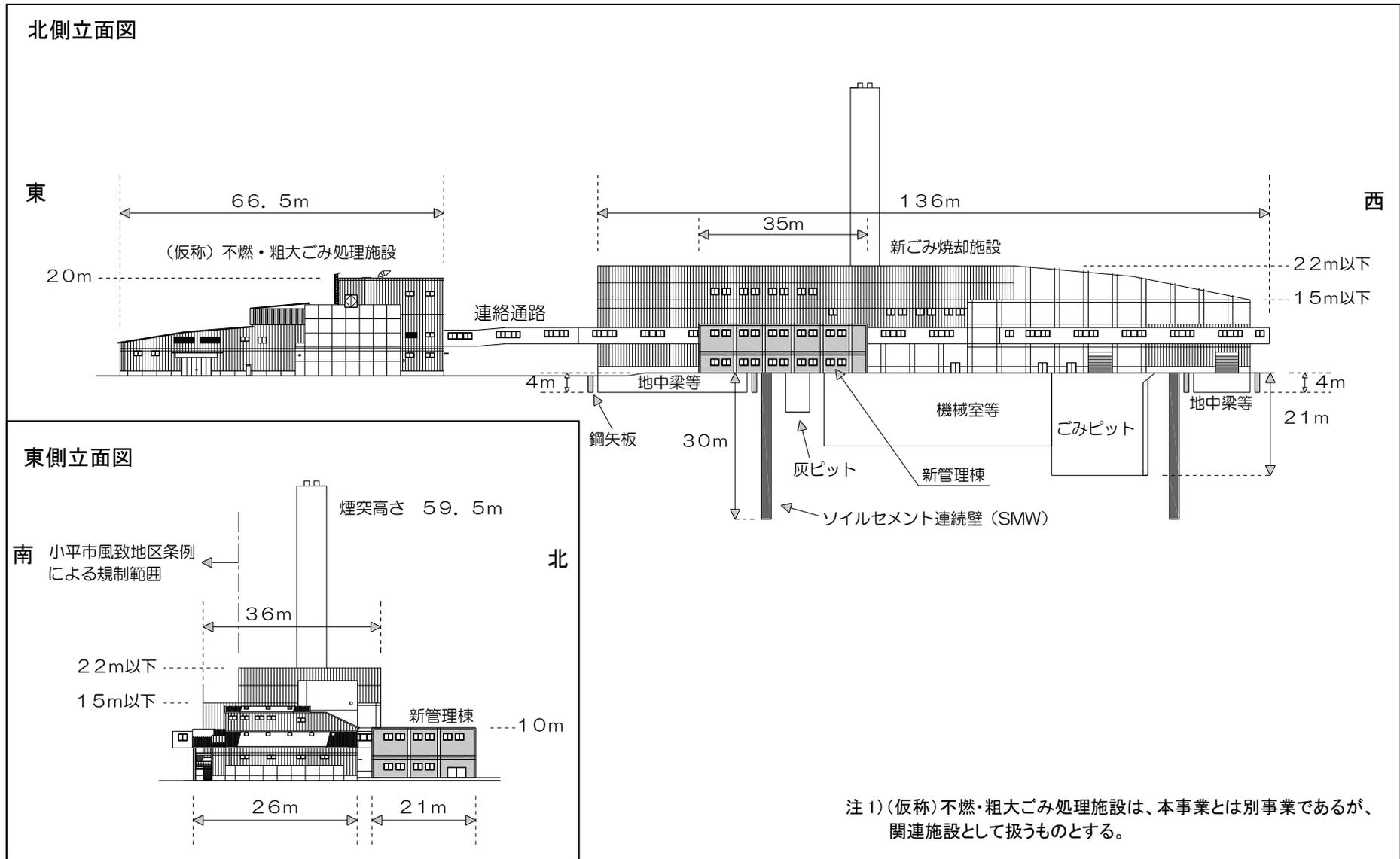
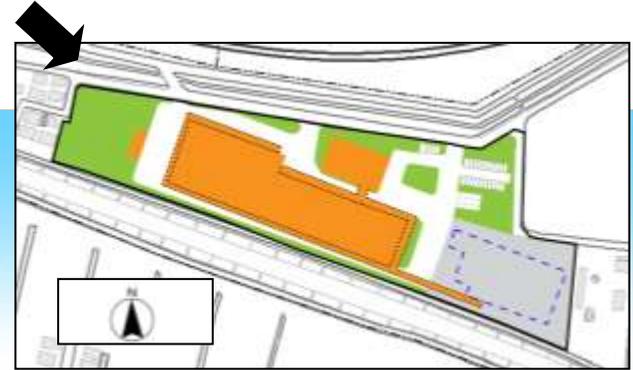


図 3.2-6(2) 新施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の立面図(北側、東側立面図)

完成予想図の視点方向



注1) 図は計画段階のイメージである。実際とは異なる場合がある。

図 3.2-7 完成予想図(北西側)

(2) 設備計画

ア 設備の概要

新施設及び既存ごみ焼却施設の設備概要は、表 3.2-4 に示すとおりである。

新施設の施設規模は 236 トン/日であり、処理方式は全連続燃焼式とする。

表 3.2-4 設備概要（既存ごみ焼却施設・新施設）

項目	既存ごみ焼却施設	新施設	
施設規模	3号ごみ焼却施設:150トン/日(150トン/日・炉×1炉) ※ただし、現状焼却可能量は、135トン/日程度 4・5号ごみ焼却施設:210トン/日(105トン/日・炉×2炉) ※ただし、現状焼却可能量は180トン/日程度	236トン/日 ^{注1)} (118トン/日・炉×2炉)	
ごみ処理	処理方式	3号ごみ焼却施設:全連続燃焼式(ストーカ式) 4・5号ごみ焼却施設:全連続燃焼式(ストーカ式)	全連続燃焼式(ストーカ式 又は流動床式)
	処理対象物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎可燃物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残さ
排ガス処理設備	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器、触媒反応塔	
煙突	3号ごみ焼却施設(独立型煙突) 外筒:鉄筋コンクリート造(28mまで) 内筒:鋼製、高さ:59.5m 4・5号ごみ焼却施設(独立型煙突) 外筒:鉄筋コンクリート造、内筒:鋼製、高さ:100m	(工場棟一体型煙突) 外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:鋼製 高さ:59.5m	
運転計画	1日24時間の連続運転	1日24時間の連続運転	

注1) 新施設の施設規模は、3市の一般廃棄物処理基本計画を基に予測した将来の平常時の計画年間処理量(59,960トン/年)に、災害廃棄物処理量(5,996トン/年)を加算して、実稼働率、調整稼働率を踏まえ以下により設定した。

$$\text{施設規模} = (59,960 \text{ トン/年} + 5,996 \text{ トン/年}) \div 365 \text{ 日} \div \text{実稼働率}(292 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) \div \text{調整稼働率}(0.96)$$

イ 処理フロー及び設備の概要

新施設の処理フローは、図 3.2-8 及び図 3.2-9 に示すとおりである。

ごみ搬入(可燃ごみ、不燃・粗大ごみ破碎残さ)

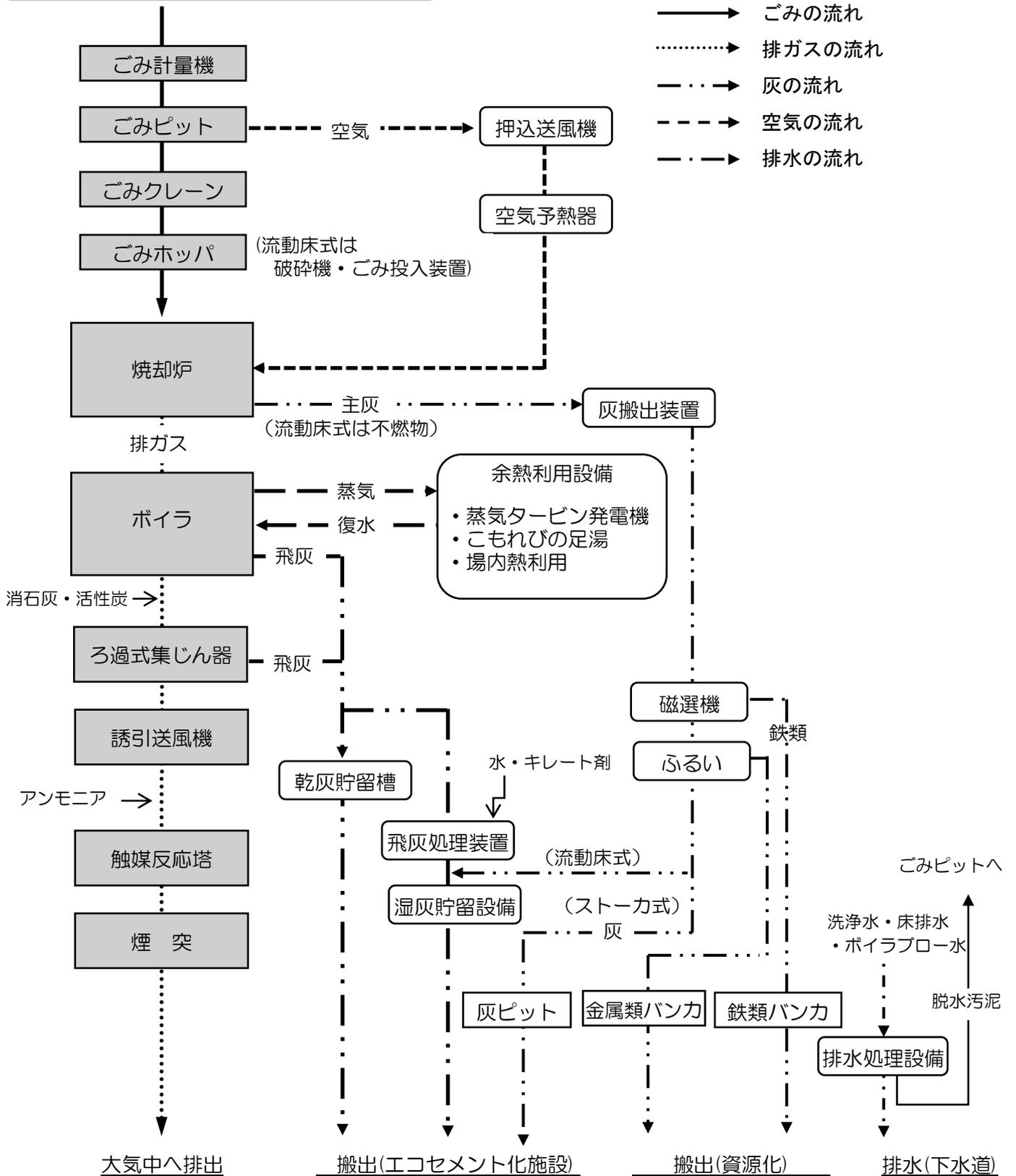


図 3.2-8 新施設の処理フロー

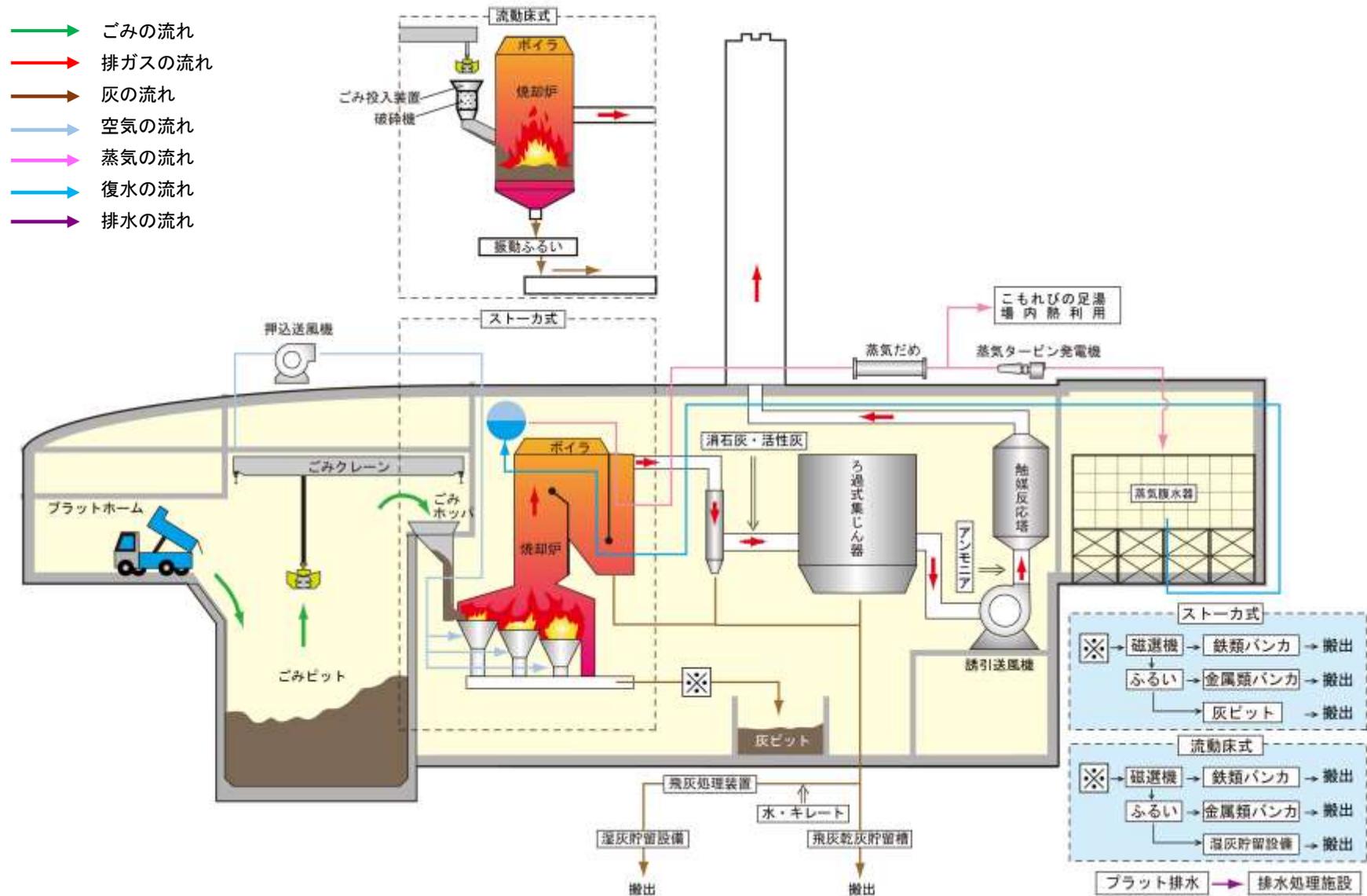


図 3.2-9 新施設の処理フロー（模式図）

新施設の各処理工程におけるプラント設備の概要は、以下に示すとおりである。

(ア) ごみの流れ

3市から搬入された可燃ごみ及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設から発生した破碎残さは、ごみ計量機で計量した後、ごみピットに投入・貯留される。

ごみピットは搬入量の変動や焼却炉停止に備えて、施設規模の7日分以上の貯留容量を確保する。

貯留されたごみは、ごみクレーンにより攪拌してごみ質を均質化した後、ごみホッパに投入される。ストーカ炉の場合はごみホッパに投入されたごみは焼却炉に落下して燃焼する。流動床炉の場合は、破碎機・ごみ投入装置を介して焼却炉に投入し、燃焼する。いずれも800℃以上の高温で燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制する。

(イ) 排ガスの流れ

燃焼により発生する排ガスは、800℃以上、かつ、滞留時間を2秒以上保ち、一酸化炭素濃度を適切に管理してダイオキシン類の発生を抑制する。また、ボイラで水と熱交換して蒸気を発生させ、蒸気タービンによる発電とこもればの足湯への給湯や場内の給湯・冷暖房等に利用する。

発電や余熱に使用した蒸気は冷却して循環使用する。ボイラで200℃以下に冷却された排ガスは、ろ過式集じん器でばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、水銀及びダイオキシン類を除去する。その後、触媒反応塔において窒素酸化物を除去するとともにダイオキシン類を分解し、清浄な排ガスとして煙突から大気中へ排出する。

(ウ) 灰の流れ

焼却炉で燃焼したごみは、ストーカ炉の場合は主灰として、流動床炉の場合は不燃物として焼却炉下部から排出される。主灰、不燃物は、灰搬出装置により磁選機・ふるいへ移送され、鉄類、金属類及び灰に選別されてそれぞれ鉄類バンカ、金属類バンカ及び灰ピットに貯留される。鉄類及び金属類は資源物として搬出し、灰は東京都西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）に搬出し、全量エコセメントとして資源化される。

また、ボイラ及びろ過式集じん器で回収される飛灰は、乾灰貯留層に一時貯留し、主灰と同様にエコセメント化施設に搬出し、全量エコセメントとして資源化される。

なお、エコセメント化施設へ乾灰として搬出できない場合は、飛灰処理装置で重金属との反応性に富む金属捕集剤（液体キレート）を添加して重金属類が溶出しないように処理した後、エコセメント化施設に搬出し、エコセメントとして資源化する。

(エ) 空気の流れ

焼却炉では、空気を挿入してごみを燃焼させる。挿入する空気は、ごみピット内の臭気と共に吸引し、臭気は高温燃焼により分解される。また、吸引することにより、ごみピット内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏洩を防止する。

(オ) 排水の流れ

床洗浄水、機器洗浄水、ボイラブロー水等は、排水処理設備において有害物や重金属類等を除去し、下水排除基準以下として極力場内でプラント用水や場内洗浄等に再利用する。余剰排水は、下水排除基準以下であることを確認して公共下水道へ排出する。

ウ 排ガス及び施設諸元

現時点で想定している排ガス及び施設諸元は表 3.2-5 に示すとおりである。

表 3.2-5 排ガス及び施設諸元

項目		諸元
排ガス諸元	1 炉あたり湿り排ガス量	約 30,400 m ³ _N /時
	1 炉あたり乾き排ガス量	約 24,300 m ³ _N /時
	1 炉あたり乾き排ガス量(酸素濃度 12%換算)	約 40,500 m ³ _N /時
	排ガス温度	約 180 °C
施設諸元	煙突高さ	59.5 m
	煙突口径	約 0.85 m
	吐出速度	約 24.7 m/秒

(3) 環境保全計画

ア 排ガス

焼却施設の排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められている。新施設では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を表 3.2-6 のとおり設定する。

表 3.2-6 自主基準値

項 目		法規制値 ^{注1)}	自主基準値	既存施設の基準値 (参考)
ばいじん	g/m ³ _N	0.04	0.01	0.02
塩化水素	ppm	430	10	150
硫黄酸化物	ppm	約 850 (K 値規制) ^{注2)}	10	45
窒素酸化物	ppm	250	50	125
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.1	0.1	0.5
水銀	μg/m ³ _N	30	30	50

備考) 表中の値は酸素濃度12%換算値

注1) 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法

注2) 硫黄酸化物の許容排出量は煙突の高さ、排ガス量及びK値から算出される。当地域はK値=6.42、計画概要から算出した濃度は約850ppmと試算される。

イ 騒音・振動

(ア) 騒音基準値

施設の稼働に伴う騒音は、敷地境界線において「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 41 号）」を順守するものとする。

計画地は準工業地域であるが、敷地境界線は第 1 種低層住居専用地域と接していることから第 2 種区域（第 1 特別地域（準工業地域のうち、第 1 種区域に接する地域であって第 1 種区域の周囲 30m 以内の地域））の基準が適用される。その基準は表 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-7 騒音の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間	朝・夕	夜間
	8 時～19 時	朝：6 時～8 時 夕：19 時～23 時	23 時～6 時
規制基準値	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下

(イ) 振動基準値

施設の稼働に伴う振動は、敷地境界線において「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 45 号）」を順守するものとする。

計画地は準工業地域であるため、第 2 種区域が適用される。その基準は表 3.2-8 に示すとおりである。

表 3.2-8 振動の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間	夜間
	8 時～20 時	20 時～8 時
規制基準値	65dB 以下	60dB 以下

ウ 臭気

施設の稼働に伴う悪臭は、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 47 号）」を順守するものとする。本敷地は準工業地域であるため、第 2 種区域が適用される。その基準は表 3.2-9 に示すとおりである。

表 3.2-9 悪臭の公害防止基準値

敷地境界線 (第 1 号規制基準)	気体排出口 (第 2 号規制基準)	排出水 (第 3 号規制基準)
臭気指数 12 以下	臭気排出強度	臭気指数 28 以下

注 1) 臭気排出強度は、排出口から排出された臭気地表に着地したときに、敷地境界線に規制される臭気指数を満足するよう排出口において規定される臭気量($\text{m}^3/\text{分}$)を示し、大気拡散式等を用いて算出する。

エ 排水

新施設からの生活排水は、公共下水道に直接排出するものとする。また、プラント排水は、排水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び小平市下水道条例に基づく下水排除基準以下とした後、極力再利用し、余剰排水については公共下水道に排出する。

雨水については、公共下水道へ排出する。ただし、「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、計画雨水量（1 時間あたり 60mm）の雨水は、浸透及び必要に応じて一時貯留する。また、建物屋上の雨水は極力再利用する。

排水処理フローは図 3.2-10 に、「下水道法」及び「小平市下水道条例」の排除基準は、表 3.2-10 に示すとおりである。

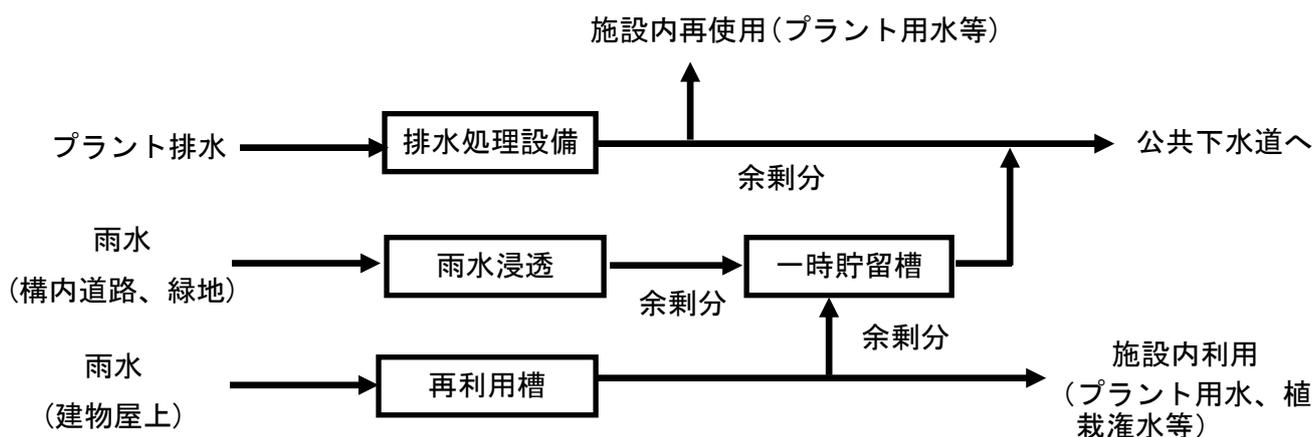


図 3.2-10 排水処理フロー

表 3.2-10 下水排除基準

項 目		基 準	
下 水 道 法	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	
	シアン化合物	1mg/L 以下	
	有機燐化合物	1mg/L 以下	
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下	
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06mg/L 以下	
	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03mg/L 以下	
	S-4-クロロベンジル N、N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2mg/L 以下	
	ベンゼン	0.1mg/L 以下	
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下	
	ほう素及びその化合物	10mg/L 以下	
	ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下	
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
	フェノール類	5mg/L 以下	
	銅及びその化合物	3mg/L 以下	
	亜鉛及びその化合物(溶解性)	2mg/L 以下	
鉄及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下		
マンガン及びその化合物(溶解性)	10mg/L 以下		
クロム及びその化合物	2mg/L 以下		
ダイオキシン類	10pg/L 以下		
小 平 市 下 水 道 条 例	温度	45°C未満	
	水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
	生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 未満	
	浮遊物質	600mg/L 未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L 以下
		動植物油脂類	30mg/L 以下
	窒素含有量	120mg/L 未満	
	リン含有量	16mg/L 未満	
	沃素消費量	220mg/L 未満	

(4) 緑化計画

新施設では、敷地境界、計画地東西及び建物周辺に植栽を配置し、周辺民家及び小平市道との緩衝を図るとともに、玉川上水緑道の景観に配慮した植栽を行う。

敷地内の地上部及び接道部では樹木を、建築物上（ベランダ等）では、樹木、芝、多年草等により緑化する計画である。

また、「小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例」に規定する緑の保護、緑化の推進の趣旨を順守し可能な限りの緑化に努める。

なお、計画地は東京都景観計画において玉川上水景観基本軸に該当し、景観形成基準に基づく緑化を行い、東京都景観条例に基づき、環境影響評価書案の届出の日に届出を行うとともに、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき、緑化計画に係る事前相談を行い、緑化計画書の届出を行う。

関係条例等に基づく必要緑地面積等及び計画緑化面積等は、表 3.2-11 に示すとおりである。

表 3.2-11 必要緑地面積等及び計画緑化面積等

条例等	必要緑地面積等		計画緑地面積等
東京都環境確保条例	地上部 緑化面積	$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$ $(19,800 - 7,985) \times 0.25 = 2,953.75\text{m}^2$ $B : \{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \} \times 0.25$ $\{ 19,800 - (19,800 \times 0.547 \times 0.8) \} \times 0.25$ $= 2,783.88\text{m}^2$	約 5,870 m^2 (新施設: 約 5,380 m^2) (関連施設: 約 490 m^2)
	建築物上 緑化面積	$\text{屋上面積} \times 0.25$ $1,200 \times 0.25 = 300\text{m}^2$	約 300 m^2 (新施設: 約 280 m^2) (関連施設: 約 20 m^2)
	接道部 緑化長さ	$\text{接道部長さ} \times 0.8$ $373.56 \times 0.8 = 298.85\text{m}$	約 325m (新施設: 約 291m) (関連施設: 約 34m)

注 1) 必要緑地面積算定諸元 (関連施設を含む)

敷地面積: 19,800 m^2 (内風致地区敷地面積 5,241 m^2)、建築面積: 7,985 m^2

建ぺい率: 一般部 60%、風致地区 40%

面積按分建ぺい率: $\{ (19,800 - 5,241) \times 0.6 + 5,241 \times 0.4 \} \div 19,800 = 0.547 = 54.7\%$

接道部長さ: 373.56m、屋上面積(人の出入り及び利用可能な部分): 約 1,200 m^2

注 2) 地上部必要緑地面積は、A 又は B によって算定された面積のうち小さい方の面積以上

注 3) 参考: 既存施設及び関連施設 ((仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設) における地上部の緑地面積は、約 3,400 m^2 である。

(5) 廃棄物処理計画

可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残さの焼却残さのうち、鉄類及び金属類は再資源化し、灰（主灰・飛灰）はエコセメント化施設によりエコセメント化する。

(6) エネルギー計画

新施設では、電力及び都市ガスをエネルギーとして使用する。電力使用量は約 1,101 万 kWh/年、都市ガス使用量は約 5 万 m³/年の計画である。

また、既存施設ではごみの燃焼により発生した熱エネルギーは、こもれびの足湯への給湯に活用しているが、新施設ではこもれびの足湯への給湯に加えて、新たに発電を行う。新施設の発電量は約 3,396 万 kWh/年、こもれびの足湯へ給湯熱量は約 119GJ/年の計画である。更に、太陽光発電を行い、太陽光による発電量は約 2.7 万 kWh/年の計画である。

(7) 建築計画

ア 構造計画

建物・煙突については、建築基準法や官庁施設の総合耐震計画基準等に基づき、震度 6 強から震度 7 程度の極めて稀にしか発生しない大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害は生じないことを目標として設計・建設する。

耐震安全性の目標は、建築物の各部位に対し、表 3.2-12 に示すとおり、構造体はⅡ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類とする。

表 3.2-12 耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体 ^{注1)}	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材 ^{注2)}	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

注 1) 柱、梁、主要壁、屋根、基礎等

注 2) 間仕切り壁、外壁仕上材、取付物、屋上設置物、ブロック塀、天井材等

出典:「耐震安全の目標及び分類の一覧」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

イ 平面・断面計画及び設備計画

- ・「東京都建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の断熱性能の向上を図り、熱負荷の低減に努めることとする。また、屋上を活用した太陽光発電パネルの設置及びトップライト等による自然光の取り入れなどにより、自然エネルギーの活用を努めることとする。
- ・本施設に設置する各機器は、可能な限り省電力型のものを採用して電力消費を最小限とし、併せて資源の適正利用など省資源・省エネルギーに配慮することとする。
- ・建物内外装に使用する塗料は、「東京都低 VOC 対策ガイド」に基づき、可能な限り低 VOC 塗料を使用する。
- ・ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画する。
- ・給水は、生活用水は上水、プラント設備用水は井水^{*}とする。また、建物屋上の雨水は、約 50m³の再利用槽に貯留し、プラント用水及び植栽灌水等に利用する。

※井水：計画地内の深さ 250m の既存井戸から汲み上げられる井戸水であり、新施設においても利用する計画である。

3.3 施工計画及び供用計画

3.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事工程の概要は表 3.3-1 に示すとおりである。

工事は令和 2 年度(2020 年度)に着手し、新施設の稼働は令和 7 年度(2025 年度)を予定している。その後、既存の 4・5 号ごみ焼却施設を解体し、その跡地に管理棟等を整備する予定である。

なお、工事期間中の作業時間は、原則として、午前 8 時から午後 6 時までとし、日曜、祝日は作業を行わない。

表 3.3-1 工事工程の概要

項目		年度								
		R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	
既存ごみ焼却施設及び関連施設稼働状況		3号ごみ焼却施設		4・5号ごみ焼却施設						
									(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設	
準備工事		■								
解体工事	粗大ごみ処理施設、その他	粗大、廃水処理施設、旧事務所棟							不燃物積替場	
	3号ごみ焼却施設	■								
	4・5号ごみ焼却施設							■		
新施設 建設工事	土工事				■					
	建築・プラント工事				■					
	試運転							■		
	管理棟・外構工事						外構工事		管理棟建設工事	
新施設稼働									■	

注 1) 表中の R2～R9 は令和 2 年度～令和 9 年度を示す。

(2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

ア 準備工事

工事着手に際し、土壌汚染調査、アスベスト含有建材等調査、PCB 混入機器類調査を実施する。また、工事作業エリア周囲に高さ 3 m 程度の鋼製の仮囲いや仮設電源、資機材置き場等の整備を行う。

イ 解体工事

油圧破碎機等を使用して既存の粗大ごみ処理施設、3号ごみ焼却施設、旧事務所棟、廃水処理施設、計量棟及び粗大・廃家電等仮置場を解体する。

工事は、4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら、3号ごみ焼却施設の解体及び新施設の建設を実施するため、粗大ごみ処理施設を解体後、その跡地に仮設計量棟、仮設事務所を設置するとともに4・5号ごみ焼却施設内に仮設排水処理設備を設置する。

なお、3号ごみ焼却施設の解体については、地上部建物解体後に新施設の地下構造物

構築のため地下部の掘削を行うことから地上部の建物解体とし、地下部の解体は新施設の建設における土工事として扱う。

解体に際しては、以下に示すとおり、関係法令等に基づき、周辺環境への影響防止、労働者の安全確保策等について十分留意する。

〔焼却炉設備等解体工事〕

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、適切に施工するとともに、周辺環境に十分配慮する。また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成 14 年 11 月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

解体前の事前調査により、PCB 混入機器類が発見された場合は、解体工事に着手する前に撤去する。また、断熱材やパッキン等にアスベスト製品が使用されていることが判明した場合は、必要に応じ区画養生のうえ、湿潤化し手ばらし等により撤去する。

〔建築物等解体工事〕

解体の際には、必要に応じて周囲に防音パネルや粉じん防止用のシートを設けるとともに、散水するなど騒音や粉じん等の発生を防止する処置を講じる。

なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、建物内装材の一部に非飛散性アスベスト建材が使用されていることが確認されているため、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 29 年 12 月、東京都環境局）等に基づき、適切に処理する。

ウ 新施設建設工事

（ア）土工事

地下部分の掘削に先立ち、止水性に優れた SMW 工法による山留壁[※]を GL 約-30m まで貫入させ、遮水を行う。山留壁は切梁等により支持する。

※SMW 工法による山留壁：SMW とは土とセメントスラリーを混合・攪拌し、地中に造成する壁の略称であり、ソイルセメント連続壁と呼ばれている。

新施設の地下構造計画に合わせて、バックホウ及びクラムシェル等を使用して既存施設の地下構造物の解体・撤去及び地下部の掘削を行う。

(イ) 建築・プラント工事

〔建築工事〕

掘削した地下部分にごみピット、地階等の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

地上躯体・仕上工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。

なお、仕上工事の内外装の塗装は可能な限り低 VOC 塗料を使用する。

〔プラント工事〕

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

(ウ) 試運転

建築・プラント工事が完了後、新施設の性能・機能を確認するため、5ヶ月間の試運転を行う。試運転期間中に性能保証項目の確認試験を行い、要求する性能・機能を満足していることをもって新ごみ焼却施設の建設工事を完了し、稼働を開始する。

(エ) 管理棟・外構工事

新ごみ焼却施設の建設工事及び4・5号ごみ焼却施設の解体工事の完了後、4・5号ごみ焼却施設の解体跡地に管理棟を建設する。

併せて、構内道路、植栽、門・塀等の外構工事を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主要な走行ルートは、図 3.3-1 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、大型車両は通行しないものとする。

また、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）の他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

(4) 建設機械

建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。



凡例

-  : 計画地
-  : 工事用車両の走行ルート (出方向)
-  : 工事用車両の走行ルート (入方向)



1:25,000

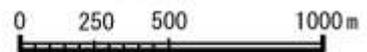


図 3.3-1

工事用車両の主要走行ルート

注 1) 「東大和市道第 826 号線」における大型車両は通行しないものとする。(破線で示したルート)

3.3.2 供用計画

(1) 廃棄物等運搬車両計画

ア 廃棄物等運搬車両

計画地に入出入りする車両は、3市から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬出入車両、回収した金属類等資源物の搬出車両、薬剤等の搬入車両及びエコセメント化施設への焼却灰（主灰・飛灰）の搬出車両等がある。

廃棄物等運搬車両は、表 3.3-2 及び写真 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-2 廃棄物等運搬車両

分類	車種	積載重量等	備考
行政回収車	パッカー車	2～4t	市民から排出された一般廃棄物を収集運搬する車両
	平ボディ車	1～2t	
許可収集車	パッカー車 平ボディ車	2～4t 最大 4t 程度	事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が事業系一般廃棄物を収集運搬する車両
自己搬入車	平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度	市に事前に登録した自営業者が事業系一般廃棄物を自ら搬入する車両
臨時持込車	乗用車 平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度	市民が臨時で大量に出た一般廃棄物を自ら搬入する車両
メンテナンス車	平ボディ車	最大 10t 程度	—
ユーティリティ供給車	タンクローリー車 平ボディ車	10t 程度	—
金属類搬出車	平ボディ車	最大 10t 程度	—
焼却残さ・飛灰処理物 ・処理前飛灰搬出車	ダンプ車 ジェットパッカー車	10t	—
破碎残さ運搬車	ダンプ車 パッカー車	10t	—



パッカー車



平ボディ車



タンクローリー車・ジェットパッカー車



ダンプ車

写真 3.3-1 廃棄物等運搬車両の外観

イ 搬出入日時

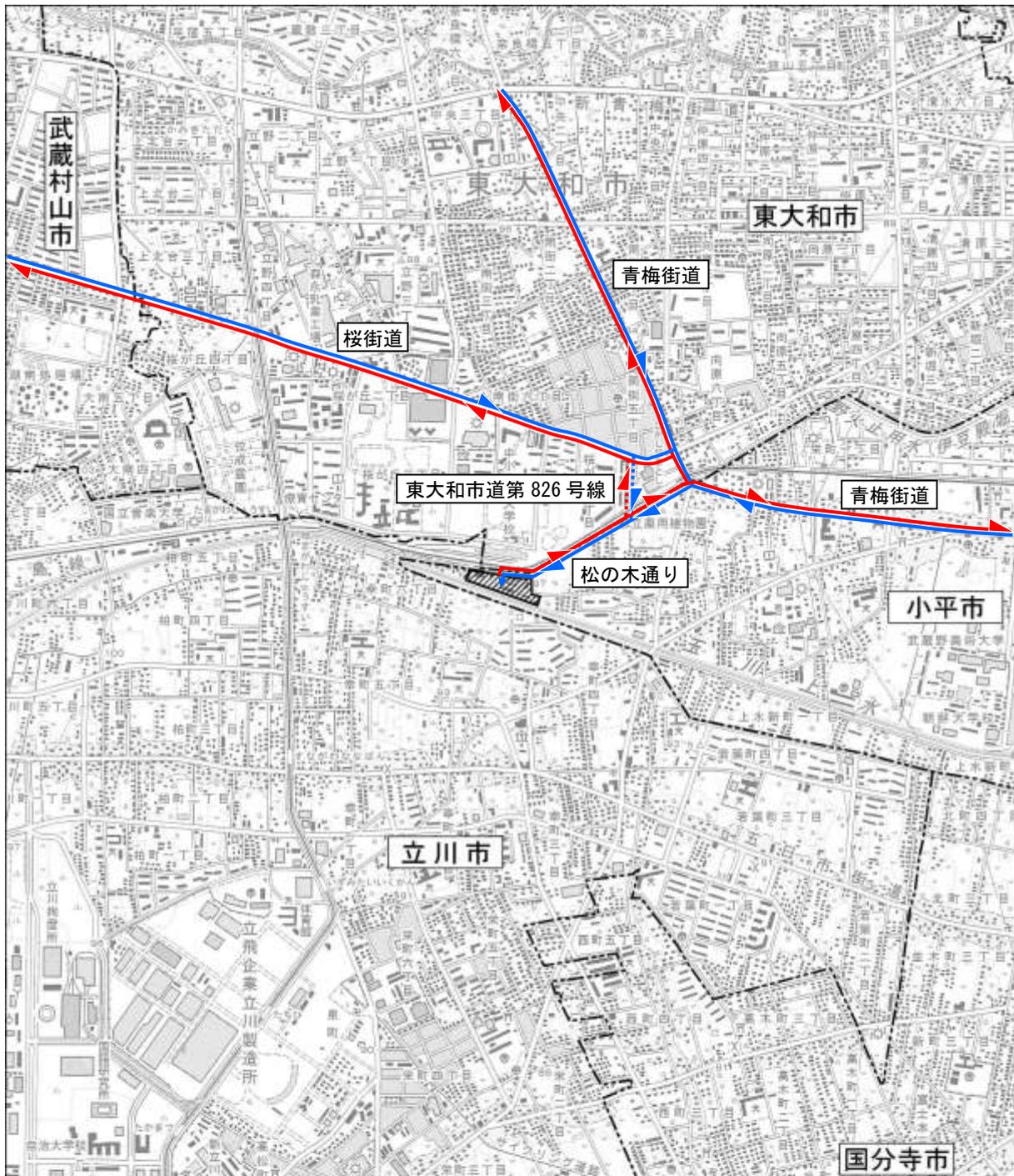
ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から金曜日までの8時30分から17時までとする。

ウ 走行ルート

廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは、図 3.3-2 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、積載重量が 10 t 程度の大型車両は通行しないものとする。

エ 廃棄物等運搬車両台数

新施設稼働後の可燃ごみの運搬車両台数は1日平均 137 台、不燃ごみ・粗大ごみの運搬車両台数は1日平均 60 台、灰・資源物等運搬車両台数は1日平均 10 台と見込んでいる。



凡例

-  : 計画地
-  : 廃棄物等運搬車両の走行ルート（出方向）
-  : 廃棄物等運搬車両の走行ルート（入方向）



1:25,000

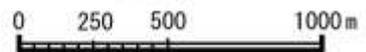


図 3.3-2
 廃棄物等運搬車両の主要走行ルート

注1)「東大和市道第 826 号線」における積載重量 10 t 程度の大型車両は通行しないものとする。(破線で示したルート)

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	5
事業段階関係市長の意見	4
合計	9

注 1) 事業段階関係市長の意見の件数については、「意見なし」の回答を含む。

4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

都民からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

4.1.1 予測・評価全般

都民の意見	事業者の見解
<p>ごみ焼却施設が建設される計画地から約 600m 近辺には、同事業者（小平・村山・大和衛生組合）が、新たに建設した資源物中間処理施設が今年 4 月より稼働しています。</p> <p>資源物中間処理施設から排出される VOC は比重が重く施設付近に滞留するものですが、この環境影響評価書にはまったく資源物中間処理施設からの環境影響範囲が示されておらず、地域の環境影響が正しく予測されているとは言い難いものです。</p> <p>同一事業者が焼却施設、不燃粗大ごみ施設、資源物中間処理施設を三位一体だとして大規模な施設建設をしているのですから、地域に与える環境影響を個別に予測・評価するのではなく同一事業として地域住民に提示すべきです。</p> <p>各施設ごとに安全だと言われても複合汚染を心配する住民にとって信憑性はありません。</p>	<p>本事業は、「東京都環境影響評価条例」に規定する対象事業に該当するため、同条例及び同条例に基づき調査、予測・評価の項目、範囲、方法等の技術的事項について定められた「東京都環境影響評価技術指針」（以下「技術指針」という。）に基づき環境影響評価手続を実施しているものです。</p> <p>技術指針では、現況調査は事業の実施により環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、予測・評価を行うために必要なものを選択するとしています。</p> <p>本事業においては、施設の稼働に伴う大気質に係る調査項目は、煙突排出ガスにより影響を及ぼすと考えられる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類、塩化水素、水銀及び微小粒子状物質としました。</p> <p>VOC(揮発性有機化合物)については、本事業の実施により大気質へ影響を与えないと考えられることから、本評価書案においては VOC(揮発性有機化合物)の影響については示していません。</p> <p>新ごみ焼却施設、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及び資</p>

都民の意見	事業者の見解
	<p>源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は粉じんとそれぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>なお、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設については、同一事業地内に立地していることから、悪臭、騒音・振動等の本事業の環境影響評価項目に関連する複合影響について考慮しています。</p>
<p>環境影響項目の選定手順に地域現況の把握が挙げられています。</p> <p>そこで、半径 1.2km の環境影響範囲に含まれる小平・村山・大和衛生組合(以下、組合という)が設置し本年 4 月 1 日稼働開始した資源物中間処理施設との、および、当施設の工事期間が一部重なると考えられる立川市清掃工場との、環境影響の重合を予測・評価して市民に分かりやすく図示してください。</p>	<p>新ごみ焼却施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)と、それぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>なお、既存の立川市清掃工場の稼働と、本事業の工事期間が重なっていますが、既存の立川市清掃工場の稼働に伴う影響については、一般環境大気質の現地調査結果に含まれており、本評価書案の予測結果に加味されています。</p>

4.1.2 大気汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>本来あるべき環境保全の見地から言えば、先に建設した資源物中間処理施設付近が、後から建設する焼却施設の煙突排出ガスによる寄与濃度が最大となる地点とする建設計画自体に問題があります。一定地域にだけ、環境負荷を押しつけることになりません。</p> <p>資源物中間処理施設の隣は特別養護老人ホーム、また近隣は市民広場、集合住宅です。煙突の高さを59.5mにせず、これまで同様に100mとして、より希釈された排ガスとして広範囲の地域で環境影響の負荷を負担していただくことを望みます。</p>	<p>煙突排出ガスによる影響が最大となる地点は、年間では北寄りの風が多いことから計画地の南西約600mの地点となっています。また、南寄りの風も少なくないことから計画地の南北方向が比較的濃度が高い範囲となっていますが、濃度が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>煙突高さは、煙突排出ガスによる影響が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えられること並びに圧迫感や倒壊への不安の軽減及び航空障害灯や赤(黄赤)と白の塗色などが不要となり景観への影響が少ないことを勘案し、既存3号ごみ焼却施設の煙突高さと同じ59.5mにしています。</p> <p>煙突排出ガスの影響については、大気質の予測において風洞実験を行い、その結果を反映しています。風洞実験とは、周辺の地形やマンション等の建物を忠実に再現した模型を作り、風洞の中で煙突排出ガスの挙動や建物等により寄与濃度が平地に比べてどうなるかについて検証するものです。</p> <p>また、短期的な気象条件により高濃度となるおそれがあるケースについても予測を行っています。その結果、59.5mの煙突においても環境基準を十分下回る結果となっています。</p>
<p>【はじめに】</p> <p>私は東大和市桜が丘に住む者です。この地区は20年ぐらい前からマンションが立ち並ぶようになり、市の中でも最も多い人口・世帯数を抱えています(この地区の一部は工業地域に指定されており、そのことが大きな混乱を招く要因になっていきます)。にもかかわらず、この地区は二つのごみ処理施設を至近距離に抱え、二つの施設からの影響をまともに受ける、東大和市の中でも特異な地域と言えます。</p> <p>近隣に大きな影響を及ぼす施設でありながら、その施設の運営・稼働・点検・整備・建て替えなどに関して、最大着地濃度地点である650m圏内である当地区の住民は、焼却施設の連絡協議会には参加することさえできません。協議会参加対象団体を200m圏内と限っているからです。</p> <p>いっぽう当地域には半ば強引に作られた同組合の資源物中間処理施設があります。こちらの運営連絡会の対象範囲も200mとなっています。建物の2倍という組合の一方的な判断が根拠となっている</p>	<p>本事業の煙突排出ガスによる影響が最大となる地点は、年間では北寄りの風が多いことから計画地の南西約600mの地点となっています。また、南寄りの風も少なくないことから計画地の南北方向が比較的濃度が高い範囲となっていますが、濃度が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>また、平成31年4月から操業を開始した資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。結果は適切な環境対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できると評価しています。</p> <p>焼却施設の連絡協議会については、既存の施設で一番高い100mの煙突を基準として、その2倍の200m圏内の自治会等に参加をつのったものです。</p> <p>資源物中間処理施設の運営連絡会については、焼却施設の連絡協議会と整合を図るため、</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>のです。</p> <p>環境評価書の内容にも大きな疑問があると考えますが、まずこれらのことがすべてのバックボーンになっているということをはじめにお伝えしておきます。</p> <p>【煙突の高さについて】</p> <p>現行の施設は煙突の高さ 100m です。いっぽう新施設では 59.5m になるとされています。このことに対してまず疑問があります。</p> <p>「はじめに」でも述べたように、この地区は東大和市の中でも特にたくさんのマンションが立ち並び、「マンション街」と言ってもよいところとなっています。14 階に至る建物も多く、建物の最上階は 30m から 40m にも及びます。現状でも、焼却施設からのばい煙について不安を感じている住民も少なくありません。私どもの住むマンションからは焼却施設の煙突が南側の正面に見えます。</p> <p>これが約半分の 59.5m になることということは、至近距離にあった煙突までの距離が更に接近するということです。体感的にも脅威であり反対せざるを得ません。</p> <p>評価書を見ても計測測定地点が中心地点である処理場を除けば 4 地点に限られており、それも平地での測定です。生活エリアは地上数十メートルに及ぶというのに、地上での測定だけで正確な影響が見られるのでしょうか。</p> <p>確かに風洞実験を行って補正をはかっているようですが、それは高度建築物によるガスの流れ、巻き込みなどを大まかに見るだけであり、そこで生活する住民自身への影響を見るためのものではありません。</p> <p>計測地点が地上に限られ、しかも 4ヶ所のみであることは環境影響評価としては極めて不十分なものと云わざるを得ません。</p> <p>【計測方法について】</p> <p>上記指摘とも関連しますが、立体的な調査がされていないということを指摘したいと思います。</p> <p>環境影響調査書では影響が及ぶ範囲にメッシュをかけ、それを調査の前提としています。すなわち座標軸で言うところの横軸 (X 軸) へ及ぶ影響しか見ていないということです。</p> <p>確かに地下 (地層) 部分に対しての分析は行っていますが、あくまでも有害物質の浸透が基準以下であることを示すためのものです。また、ラジオゾンデを使って上層の大気について調べていますが、これは高層気象を調査するためのものであって、生活空間への影響を見るためのものではありません。</p> <p>地上数十メートルにおける大気汚染の状況は考</p>	<p>同様に 200m 圏内といたしました。</p> <p>煙突高さは、煙突排出ガスによる影響が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えられること並びに圧迫感や倒壊への不安の軽減及び航空障害灯や赤 (黄赤) と白の塗色などが不要となり景観への影響が少ないことを勘案し、既存 3号ごみ焼却施設の煙突高さと同じ 59.5m にしています。</p> <p>煙突排出ガスによる影響予測においては、風洞実験を行い、その結果を反映しています。風洞実験とは、周辺の地形やマンション等の建物を忠実に再現した模型を作り、風洞の中で煙突排出ガスの挙動や建物等により寄与濃度が平地に比べてどうなるかについて検証するものです。寄与濃度の検証においては、平地と比較した煙突排出ガスの鉛直方向の拡散の仕方と濃度について定量化を行い、予測濃度を求めています。</p> <p>予測結果は環境基準を十分下回る結果となっており、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>一般環境大気質の調査地点については、「東京都環境影響評価条例」に基づき定められた技術指針に基づき、本事業以外の影響がなく大気質の状況を的確に把握し得る地点として、計画地からの距離及び年間の風向を踏まえ、煙突排出ガスによる影響が最大と予測される、計画地を中心とした東西南北 600~700m 付近の 4 地点を設定しています。</p> <p>また、計画地の北、南側の建物群の高さは、煙突高さ (煙源) 59.5m 以下であり、また、希釈拡散される距離にあること、煙突排出ガスは実際の煙突高さ以上に上昇して希釈拡散されることから、地上における調査及び予測としたものです。</p> <p>参考に、高さによる影響の変化について確認しましたが、高さによる差を識別できるほどの濃度差ではないと判断しております。</p> <p>最大着地濃度地点の予測高さ別の予測濃度を以下の表に示します。</p>

都民の意見	事業者の見解																																													
<p>慮されていないのです。平面だけではなく高さへの影響を考慮する必要があるはしないでしょうか。いってみれば縦軸(Y軸)への影響です。</p> <p>しかもこの地区には焼却施設の関連施設である資源物再処理施設があります。この施設から出る有害物質との相乗的な影響も考慮されていません。これを前記軸にたとえてみるならば、第三の軸(Z軸)への配慮です。「時間的な影響」と言ってもいいかもしれません。</p> <p>以上のことは施設北側(東大和市側)をイメージして述べたものですが、南側(立川市側)についても同様のことが言えます。</p> <p>立川側にも高層住宅があり、立川市の焼却施設もあります。立川市住民が東大和市と同様の影響を受けることは、全く同様に考えられます。</p> <p>その意味で、この環境影響調査は全体に目を配ったものとはなり得ていないということを指摘したいと思います。</p> <p>【バックグラウンドの欺瞞】</p> <p>この地区にはすでに3つのごみ処理関連施設が集中して稼働しています。環境影響評価にあたってはこれらの施設が稼働した状態を前提としてバックグラウンドを求めています。しかしこれは正当ではありません。</p> <p>例えば交通状況に関する調査であれば、交通量の変化が分かるよう、現状の交通量がバックグラウンドとなります。しかしごみ処理場に関してはこれと同じようには考えるべきではありません。</p> <p>ごみ処理場がまったくなくところに新たに処理場を建設するのであれば、バックグラウンドとして</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測高さ(m)</th> <th>予測濃度(年平均値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">二酸化硫黄(ppm)</td> <td>1.5</td> <td>0.001057</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.001060</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.001068</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二酸化窒素(ppm)</td> <td>1.5</td> <td>0.010193</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.010203</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.010230</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td>1.5</td> <td>0.016057</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.016060</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.016068</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td> <td>1.5</td> <td>0.013572</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.013600</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.013680</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塩化水素(ppm)</td> <td>1.5</td> <td>0.000357</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.000360</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.000368</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水銀(μg/m³)</td> <td>1.5</td> <td>0.002372</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>0.002381</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.002405</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測高さ(m)	予測濃度(年平均値)	二酸化硫黄(ppm)	1.5	0.001057	20	0.001060	40	0.001068	二酸化窒素(ppm)	1.5	0.010193	20	0.010203	40	0.010230	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	1.5	0.016057	20	0.016060	40	0.016068	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	1.5	0.013572	20	0.013600	40	0.013680	塩化水素(ppm)	1.5	0.000357	20	0.000360	40	0.000368	水銀(μg/m ³)	1.5	0.002372	20	0.002381	40	0.002405
項目	予測高さ(m)	予測濃度(年平均値)																																												
二酸化硫黄(ppm)	1.5	0.001057																																												
	20	0.001060																																												
	40	0.001068																																												
二酸化窒素(ppm)	1.5	0.010193																																												
	20	0.010203																																												
	40	0.010230																																												
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	1.5	0.016057																																												
	20	0.016060																																												
	40	0.016068																																												
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	1.5	0.013572																																												
	20	0.013600																																												
	40	0.013680																																												
塩化水素(ppm)	1.5	0.000357																																												
	20	0.000360																																												
	40	0.000368																																												
水銀(μg/m ³)	1.5	0.002372																																												
	20	0.002381																																												
	40	0.002405																																												
<p>なお、新ごみ焼却施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)と、それぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>煙突排出ガスの影響に係る大気質のバックグラウンドは、現地調査結果から設定しています。調査期間中は既存粗大ごみ処理施設及び既存ごみ焼却施設が稼働していましたが、結果は、既存施設の影響を受けないと考えられる計画地から2.5km~4.4km離れた地点にある一般環境大気測定局3局(立川市泉町、小平市小川町、東大和市奈良橋)の測定結果と比較しても大きな差は見られていません。</p> <p>なお、煙突排出ガスによる環境影響評価は環境基準等を評価指標として行っており、バックグラウンド濃度を含めた大気質について環境基</p>																																														

都民の意見	事業者の見解
<p>現状の環境状態を調べるのは有効です。ところが、すでにごみ処理場が稼働していてその影響下にある地域でバックグラウンドを調べても、屋上屋を重ねるようなもので、欺瞞的ではありません。</p> <p>もし本当にバックグラウンドを調査するのであれば、一定期間処理場を停止して、しかる後に大気の状態を調べるべきであります。しかし現実的には施設の稼働停止はできないでしょう。まともなバックグラウンド調査すらできないことがこの工事の根本的な矛盾であり、地域への問題の押し付けです。</p> <p>新たな場所に新設するのであれば、バックグラウンドについても意味があるでしょう。おかしなことは、ごみ処理場があるところに更に新設（中間処理施設）することであり、改築（焼却施設）することです。それは原発事故によって出た放射性廃棄物を、当の原発被災地域に押し付けることと同じに見えます。</p>	<p>準等を十分下回る結果となっています。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を常時測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにするべきである。</p>	<p>煙突排出ガス中の有害物質の測定項目及び測定頻度については、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約に向けて、運営に係る要求項目として規定しているものです。</p> <p>ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法では年1回以上とされていること、既存ごみ焼却施設では年1回測定していること、並びに運転においてごみピットにおけるクレーンによるごみ質の均質化をはじめ、燃焼温度を高温に維持するとともに一酸化炭素の発生を抑え、かつ、常時測定・監視等によりダイオキシン類の発生抑制を図っていることを踏まえ、より慎重を期するため関係法令に定める測定頻度以上の年2回としたものです。</p>
<p>焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を最低月1回は測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにするべきである。</p>	<p>重金属類については、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」においては、ごみ焼却施設を一律に規制するものではありませんが、排出基準値が定められています。このことから、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に準じて測定するとしたものです。同条例では測定頻度の定めはありませんが、排出基準値は一作業期間の平均値としています。また、他のごみ焼却施設の測定結果では、不検出または微量となっていることも踏まえ、年2回としたものです。</p> <p>なお、自主基準値を設定したばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については連続測定を行い、ダイオキシン類や重金属類等の定期測定結果及び焼却量や燃焼温度等の焼却状態を示す項目を含めて、道路に面した位置に設置する煙突排出ガス状況表示盤に表示します。</p> <p>また、組合ホームページにおいて公開します。</p>

4.2 事業段階関係市長からの主な意見の概要と事業者の見解

事業段階関係市長である立川市長からの意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、小平市長、東大和市長及び武蔵村山市長から評価書案に対する意見はなかった。

4.2.1 立川市長からの意見と事業者の見解

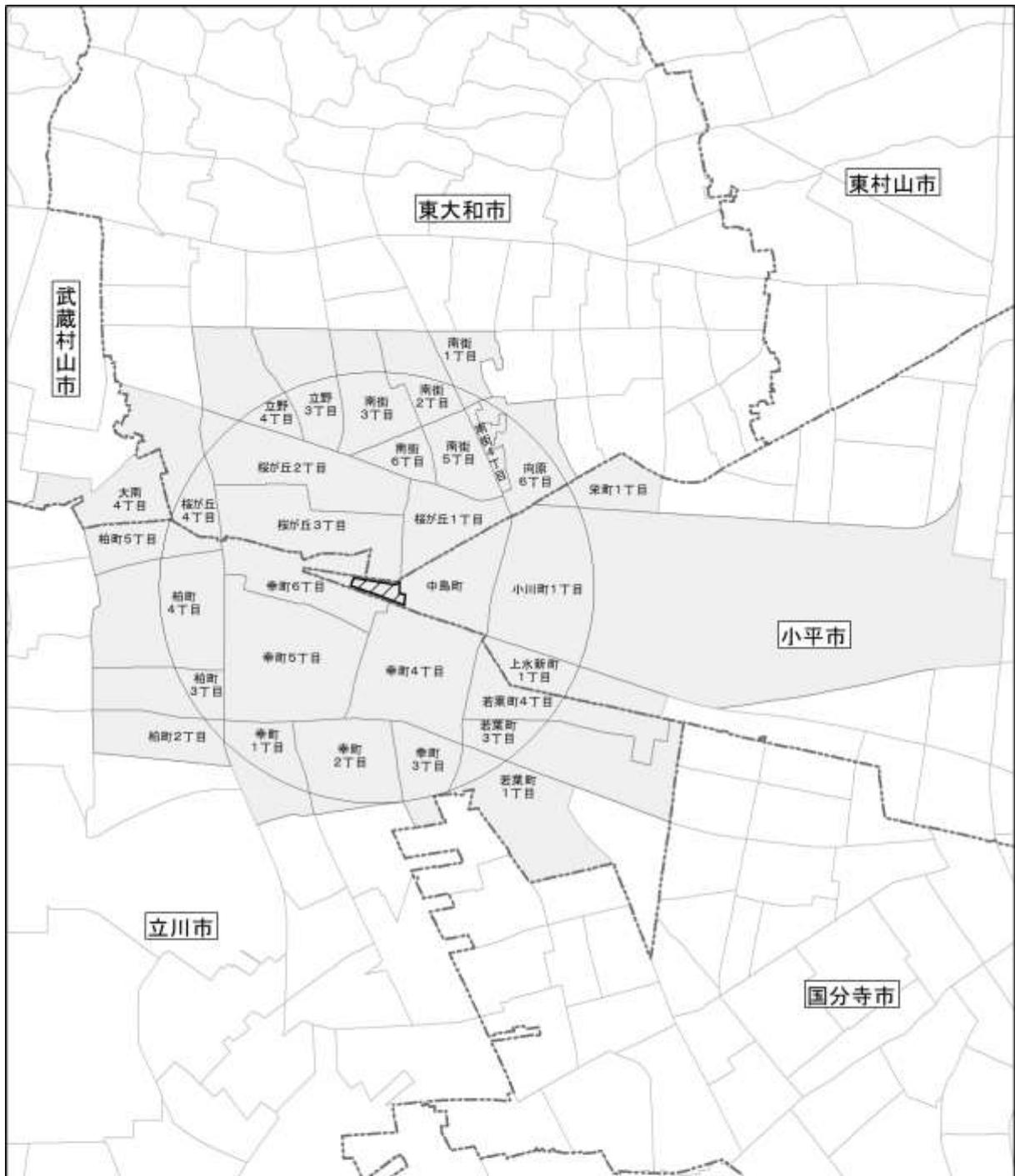
立川市長の意見	事業者の見解
<p>1 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。</p>	<p>評価書案で示した環境保全のための措置について、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約に係る要求水準書(仕様書)に順守事項であることを明記して工事の施行及び施設の運営に際して確実に実施するとともに、工事請負業者からの最新技術の提案を活用するなど、環境保全を図ります。</p>
<p>2 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。</p>	<p>新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、当該項目について調査・検討を行い、必要に応じ、環境保全のための措置を講じます。</p>
<p>3 安全確保については、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行い、万全の措置を講じるよう努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意をもって対応するよう努められたい。</p>	<p>工事中の安全確保については、工事用車両による交通安全への配慮や工事用地外への粉じん、ダイオキシン類等の飛散防止、大型クレーン等の建設機械による工事用地外への影響防止など、万全の措置を行います。</p> <p>運営においては、公害防止の徹底や廃棄物等運搬車両による交通安全への配慮など、安全確保に万全の措置を講じます。</p> <p>また、適宜、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行います。</p> <p>なお、近隣住民からの問合せ及び要望に対して誠意をもって対応します。</p>

5 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（令和元年 5 月 27 日決定）は、表 5-1 に示すとおりである。また、その範囲は図 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 事業段階関係地域

区市町村名	町 名
小平市	栄町一丁目、小川町一丁目、上水新町一丁目及び中島町の区域
東大和市	向原六丁目、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目、桜が丘四丁目、南街一丁目、南街二丁目、南街三丁目、南街四丁目、南街五丁目、南街六丁目、立野三丁目及び立野四丁目の区域
武蔵村山市	大南四丁目の区域
立川市	幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目、幸町六丁目、若葉町一丁目、若葉町三丁目、若葉町四丁目、柏町二丁目、柏町三丁目、柏町四丁目及び柏町五丁目の区域



凡例

-  : 計画地
-  : 市界
-  : 影響範囲 (半径1.2km)
-  : 事業段階関係地域



1:35,000



図 5-1
事業段階関係地域

6 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長の意見の件数は、表 6-1 に示すとおりである。

表 6-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	5
事業段階関係市長の意見	4
合計	9

注 1) 事業段階関係市長の意見の件数については、「意見なし」の回答を含む。

6.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見書及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

6.1.1 予測・評価全般

都民の意見	事業者の見解
<p>ごみ焼却施設が建設される計画地から約 600m 近辺には、同事業者（小平・村山・大和衛生組合）が、新たに建設した資源物中間処理施設が今年 4 月より稼働しています。</p> <p>資源物中間処理施設から排出される VOC は比重が重く施設付近に滞留するものですが、この環境影響評価書にはまったく資源物中間処理施設からの環境影響範囲が示されておらず、地域の環境影響が正しく予測されているとは言い難いものです。</p> <p>同一事業者が焼却施設、不燃粗大ごみ施設、資源物中間処理施設を三位一体だとして大規模な施設建設をしているのですから、地域に与える環境影響を個別に予測・評価するのではなく同一事業として地域住民に提示すべきです。</p> <p>各施設ごとに安全だと言われても複合汚染を心配する住民にとって信憑性はありません。</p>	<p>本事業は、「東京都環境影響評価条例」に規定する対象事業に該当するため、同条例及び同条例に基づき調査、予測・評価の項目、範囲、方法等の技術的事項について定められた「東京都環境影響評価技術指針」（以下「技術指針」という。）に基づき環境影響評価手続を実施しているものです。</p> <p>技術指針では、現況調査は事業の実施により環境に及ぼす影響を適切に把握し得るよう配慮して、予測・評価を行うために必要なものを選択するとしています。</p> <p>本事業においては、施設の稼働に伴う大気質に係る調査項目は、煙突排出ガスにより影響を及ぼすと考えられる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類、塩化水素、水銀及び微小粒子状物質としました。</p> <p>VOC(揮発性有機化合物)については、本事業の実施により大気質へ影響を与えないと考えられることから、本評価書案においては VOC(揮発性有機化合物)の影響については示していません。</p> <p>新ごみ焼却施設、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及び資</p>

都民の意見	事業者の見解
	<p>源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は粉じんとそれぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>なお、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設については、同一事業地内に立地していることから、悪臭、騒音・振動等の本事業の環境影響評価項目に関連する複合影響について考慮しています。</p>
<p>環境影響項目の選定手順に地域現況の把握が挙げられています。</p> <p>そこで、半径 1.2km の環境影響範囲に含まれる小平・村山・大和衛生組合(以下、組合という)が設置し本年 4 月 1 日稼働開始した資源物中間処理施設との、および、当施設の工事期間が一部重なると考えられる立川市清掃工場との、環境影響の重合を予測・評価して市民に分かりやすく図示してください。</p>	<p>新ごみ焼却施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)と、それぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>なお、既存の立川市清掃工場の稼働と、本事業の工事期間が重なっていますが、既存の立川市清掃工場の稼働に伴う影響については、一般環境大気質の現地調査結果に含まれており、本評価書案の予測結果に加味されています。</p>

6.1.2 大気汚染

都民の意見	事業者の見解
<p>本来あるべき環境保全の見地から言えば、先に建設した資源物中間処理施設付近が、後から建設する焼却施設の煙突排出ガスによる寄与濃度が最大となる地点とする建設計画自体に問題があります。一定地域にだけ、環境負荷を押しつけることになりません。</p> <p>資源物中間処理施設の隣は特別養護老人ホーム、また近隣は市民広場、集合住宅です。煙突の高さを59.5mにせず、これまで同様に100mとして、より希釈された排ガスとして広範囲の地域で環境影響の負荷を負担していただくことを望みます。</p>	<p>煙突排出ガスによる影響が最大となる地点は、年間では北寄りの風が多いことから計画地の南西約600mの地点となっています。また、南寄りの風も少なくないことから計画地の南北方向が比較的濃度が高い範囲となっていますが、濃度が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>煙突高さは、煙突排出ガスによる影響が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えられること並びに圧迫感や倒壊への不安の軽減及び航空障害灯や赤(黄赤)と白の塗色などが不要となり景観への影響が少ないことを勘案し、既存3号ごみ焼却施設の煙突高さと同じ59.5mにしています。</p> <p>煙突排出ガスの影響については、大気質の予測において風洞実験を行い、その結果を反映しています。風洞実験とは、周辺の地形やマンション等の建物を忠実に再現した模型を作り、風洞の中で煙突排出ガスの挙動や建物等により寄与濃度が平地に比べてどうなるかについて検証するものです。</p> <p>また、短期的な気象条件により高濃度となるおそれがあるケースについても予測を行っています。その結果、59.5mの煙突においても環境基準を十分下回る結果となっています。</p>
<p>【はじめに】</p> <p>私は東大和市桜が丘に住む者です。この地区は20年ぐらい前からマンションが立ち並ぶようになり、市の中でも最も多い人口・世帯数を抱えています(この地区の一部は工業地域に指定されており、そのことが大きな混乱を招く要因になっていきます)。にもかかわらず、この地区は二つのごみ処理施設を至近距離に抱え、二つの施設からの影響をまともに受ける、東大和市の中でも特異な地域と言えます。</p> <p>近隣に大きな影響を及ぼす施設でありながら、その施設の運営・稼働・点検・整備・建て替えなどに関して、最大着地濃度地点である650m圏内である当地区の住民は、焼却施設の連絡協議会には参加することさえできません。協議会参加対象団体を200m圏内と限っているからです。</p> <p>いっぽう当地域には半ば強引に作られた同組合の資源物中間処理施設があります。こちらの運営連絡会の対象範囲も200mとなっています。建物の2倍という組合の一方的な判断が根拠となっている</p>	<p>本事業の煙突排出ガスによる影響が最大となる地点は、年間では北寄りの風が多いことから計画地の南西約600mの地点となっています。また、南寄りの風も少なくないことから計画地の南北方向が比較的濃度が高い範囲となっていますが、濃度が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>また、平成31年4月から操業を開始した資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。結果は適切な環境対策を講じることで生活環境の保全上の目標を達成できると評価しています。</p> <p>焼却施設の連絡協議会については、既存の施設で一番高い100mの煙突を基準として、その2倍の200m圏内の自治会等に参加をつのったものです。</p> <p>資源物中間処理施設の運営連絡会については、焼却施設の連絡協議会と整合を図るため、</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>のです。</p> <p>環境評価書の内容にも大きな疑問があると考えますが、まずこれらのことがすべてのバックボーンになっているということをはじめにお伝えしておきます。</p> <p>【煙突の高さについて】</p> <p>現行の施設は煙突の高さ 100m です。いっぽう新施設では 59.5m になるとされています。このことに対してまず疑問があります。</p> <p>「はじめに」でも述べたように、この地区は東大和市の中でも特にたくさんのマンションが立ち並び、「マンション街」と言ってもよいところとなっています。14 階に至る建物も多く、建物の最上階は 30m から 40m にも及びます。現状でも、焼却施設からのばい煙について不安を感じている住民も少なくありません。私どもの住むマンションからは焼却施設の煙突が南側の正面に見えます。</p> <p>これが約半分の 59.5m になることということは、至近距離にあった煙突までの距離が更に接近するということです。体感的にも脅威であり反対せざるを得ません。</p> <p>評価書を見ても計測測定地点が中心地点である処理場を除けば 4 地点に限られており、それも平地での測定です。生活エリアは地上数十メートルに及ぶというのに、地上での測定だけで正確な影響が見られるのでしょうか。</p> <p>確かに風洞実験を行って補正をはかっているようですが、それは高度建築物によるガスの流れ、巻き込みなどを大まかに見るだけであり、そこで生活する住民自身への影響を見るためのものではありません。</p> <p>計測地点が地上に限られ、しかも 4ヶ所のみであることは環境影響評価としては極めて不十分なものと云わざるを得ません。</p> <p>【計測方法について】</p> <p>上記指摘とも関連しますが、立体的な調査がされていないということを指摘したいと思います。</p> <p>環境影響調査書では影響が及ぶ範囲にメッシュをかけ、それを調査の前提としています。すなわち座標軸で言うところの横軸（X 軸）へ及ぶ影響しか見ていないということです。</p> <p>確かに地下（地層）部分に対しての分析は行っていますが、あくまでも有害物質の浸透が基準以下であることを示すためのものです。また、ラジオゾンデを使って上層の大気について調べていますが、これは高層気象を調査するためのものであって、生活空間への影響を見るためのものではありません。</p> <p>地上数十メートルにおける大気汚染の状況は考</p>	<p>同様に 200m 圏内といたしました。</p> <p>煙突高さは、煙突排出ガスによる影響が最大となる地点においても環境基準を十分下回り、大気質への影響は小さいと考えられること並びに圧迫感や倒壊への不安の軽減及び航空障害灯や赤（黄赤）と白の塗色などが不要となり景観への影響が少ないことを勘案し、既存 3号ごみ焼却施設の煙突高さと同じ 59.5m にしています。</p> <p>煙突排出ガスによる影響予測においては、風洞実験を行い、その結果を反映しています。風洞実験とは、周辺の地形やマンション等の建物を忠実に再現した模型を作り、風洞の中で煙突排出ガスの挙動や建物等により寄与濃度が平地に比べてどうなるかについて検証するものです。寄与濃度の検証においては、平地と比較した煙突排出ガスの鉛直方向の拡散の仕方と濃度について定量化を行い、予測濃度を求めています。</p> <p>予測結果は環境基準を十分下回る結果となっており、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>一般環境大気質の調査地点については、「東京都環境影響評価条例」に基づき定められた技術指針に基づき、本事業以外の影響がなく大気質の状況を的確に把握し得る地点として、計画地からの距離及び年間の風向を踏まえ、煙突排出ガスによる影響が最大と予測される、計画地を中心とした東西南北 600～700m 付近の 4 地点を設定しています。</p> <p>また、計画地の北、南側の建物群の高さは、煙突高さ（煙源）59.5m 以下であり、また、希釈拡散される距離にあること、煙突排出ガスは実際の煙突高さ以上に上昇して希釈拡散されることから、地上における調査及び予測としたものです。</p> <p>参考に、高さによる影響の変化について確認しましたが、高さによる差を識別できるほどの濃度差ではないと判断しております。</p> <p>最大着地濃度地点の予測高さ別の予測濃度を以下の表に示します。</p>

都民の意見	事業者の見解																																													
<p>慮されていないのです。平面だけではなく高さへの影響を考慮する必要があるのではないでしょうか。いってみれば縦軸(Y軸)への影響です。</p> <p>しかもこの地区には焼却施設の関連施設である資源物再処理施設があります。この施設から出る有害物質との相乗的な影響も考慮されていません。これを前記軸にたとえてみるならば、第三の軸(Z軸)への配慮です。「時間的な影響」と言ってもいいかもしれません。</p> <p>以上のことは施設北側(東大和市側)をイメージして述べたものですが、南側(立川市側)についても同様のことが言えます。</p> <p>立川側にも高層住宅があり、立川市の焼却施設もあります。立川市住民が東大和市と同様の影響を受けることは、全く同様に考えられます。</p> <p>その意味で、この環境影響調査は全体に目を配ったものとはなり得ていないということを指摘したいと思います。</p> <p>【バックグラウンドの欺瞞】</p> <p>この地区にはすでに3つのごみ処理関連施設が集中して稼働しています。環境影響評価にあたってはこれらの施設が稼働した状態を前提としてバックグラウンドを求めています。しかしこれは正当ではありません。</p> <p>例えば交通状況に関する調査であれば、交通量の変化が分かるよう、現状の交通量がバックグラウンドとなります。しかしごみ処理場に関してはこれと同じようには考えるべきではありません。</p> <p>ごみ処理場がまったくないところに新たに処理場を建設するのであれば、バックグラウンドとして</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="820 248 1054 331">項目</th> <th data-bbox="1054 248 1209 331">予測高さ(m)</th> <th data-bbox="1209 248 1409 331">予測濃度(年平均値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="820 331 1054 436" rowspan="3">二酸化硫黄(ppm)</td> <td data-bbox="1054 331 1209 360">1.5</td> <td data-bbox="1209 331 1409 360">0.001057</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 360 1209 389">20</td> <td data-bbox="1209 360 1409 389">0.001060</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 389 1209 418">40</td> <td data-bbox="1209 389 1409 418">0.001068</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 436 1054 542" rowspan="3">二酸化窒素(ppm)</td> <td data-bbox="1054 436 1209 465">1.5</td> <td data-bbox="1209 436 1409 465">0.010193</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 465 1209 495">20</td> <td data-bbox="1209 465 1409 495">0.010203</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 495 1209 524">40</td> <td data-bbox="1209 495 1409 524">0.010230</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 542 1054 647" rowspan="3">浮遊粒子状物質(mg/m³)</td> <td data-bbox="1054 542 1209 571">1.5</td> <td data-bbox="1209 542 1409 571">0.016057</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 571 1209 600">20</td> <td data-bbox="1209 571 1409 600">0.016060</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 600 1209 629">40</td> <td data-bbox="1209 600 1409 629">0.016068</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 647 1054 752" rowspan="3">ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)</td> <td data-bbox="1054 647 1209 676">1.5</td> <td data-bbox="1209 647 1409 676">0.013572</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 676 1209 705">20</td> <td data-bbox="1209 676 1409 705">0.013600</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 705 1209 734">40</td> <td data-bbox="1209 705 1409 734">0.013680</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 752 1054 857" rowspan="3">塩化水素(ppm)</td> <td data-bbox="1054 752 1209 781">1.5</td> <td data-bbox="1209 752 1409 781">0.000357</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 781 1209 810">20</td> <td data-bbox="1209 781 1409 810">0.000360</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 810 1209 840">40</td> <td data-bbox="1209 810 1409 840">0.000368</td> </tr> <tr> <td data-bbox="820 857 1054 936" rowspan="3">水銀(μg/m³)</td> <td data-bbox="1054 857 1209 887">1.5</td> <td data-bbox="1209 857 1409 887">0.002372</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 887 1209 916">20</td> <td data-bbox="1209 887 1409 916">0.002381</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1054 916 1209 936">40</td> <td data-bbox="1209 916 1409 936">0.002405</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測高さ(m)	予測濃度(年平均値)	二酸化硫黄(ppm)	1.5	0.001057	20	0.001060	40	0.001068	二酸化窒素(ppm)	1.5	0.010193	20	0.010203	40	0.010230	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	1.5	0.016057	20	0.016060	40	0.016068	ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	1.5	0.013572	20	0.013600	40	0.013680	塩化水素(ppm)	1.5	0.000357	20	0.000360	40	0.000368	水銀(μg/m ³)	1.5	0.002372	20	0.002381	40	0.002405
項目	予測高さ(m)	予測濃度(年平均値)																																												
二酸化硫黄(ppm)	1.5	0.001057																																												
	20	0.001060																																												
	40	0.001068																																												
二酸化窒素(ppm)	1.5	0.010193																																												
	20	0.010203																																												
	40	0.010230																																												
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	1.5	0.016057																																												
	20	0.016060																																												
	40	0.016068																																												
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	1.5	0.013572																																												
	20	0.013600																																												
	40	0.013680																																												
塩化水素(ppm)	1.5	0.000357																																												
	20	0.000360																																												
	40	0.000368																																												
水銀(μg/m ³)	1.5	0.002372																																												
	20	0.002381																																												
	40	0.002405																																												
<p>なお、新ごみ焼却施設及び資源物中間処理施設は、それぞれ整備時期が異なるため、個別に環境影響調査を行っており、資源物中間処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境影響調査を実施しました。</p> <p>施設の稼働に伴い大気質へ影響を及ぼす物質としては、本事業では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀であり、資源物中間処理施設ではVOC(揮発性有機化合物)と、それぞれ異なっており、複合的な環境影響を与えるおそれはないと考えています。</p> <p>また、資源物中間処理施設に係る騒音・振動については影響範囲が限定的であり、本事業との複合的な影響はないと考えています。</p> <p>煙突排出ガスの影響に係る大気質のバックグラウンドは、現地調査結果から設定しています。調査期間中は既存粗大ごみ処理施設及び既存ごみ焼却施設が稼働していましたが、結果は、既存施設の影響を受けないと考えられる計画地から2.5km～4.4km離れた地点にある一般環境大気測定局3局(立川市泉町、小平市小川町、東大和市奈良橋)の測定結果と比較しても大きな差は見られていません。</p> <p>なお、煙突排出ガスによる環境影響評価は環境基準等を評価指標として行っており、バックグラウンド濃度を含めた大気質について環境基</p>																																														

都民の意見	事業者の見解
<p>現状の環境状態を調べるのは有効です。ところが、すでにごみ処理場が稼働していてその影響下にある地域でバックグラウンドを調べても、屋上屋を重ねるようなもので、欺瞞的ではありません。</p> <p>もし本当にバックグラウンドを調査するのであれば、一定期間処理場を停止して、しかる後に大気の状態を調べるべきであります。しかし現実的には施設の稼働停止はできないでしょう。まともなバックグラウンド調査すらできないことがこの工事の根本的な矛盾であり、地域への問題の押し付けです。</p> <p>新たな場所に新設するのであれば、バックグラウンドについても意味があるでしょう。おかしなことは、ごみ処理場があるところに更に新設（中間処理施設）することであり、改築（焼却施設）することです。それは原発事故によって出た放射性廃棄物を、当の原発被災地域に押し付けることと同じに見えます。</p>	<p>準等を十分下回る結果となっています。</p>

都民の意見	事業者の見解
<p>焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を常時測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにするべきである。</p>	<p>煙突排出ガス中の有害物質の測定項目及び測定頻度については、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約に向けて、運営に係る要求項目として規定しているものです。</p>
<p>焼却施設の排ガス中の重金属(クロム、カドミウム、鉛等)が測定項目に入ったことは評価するが、それがダイオキシン類も含め、年2回以上ではあまりに少ない。測定時に通常より低い濃度が検出されるように、ごみ質を調節することもありうるので、そのような疑いを持たれないように、全ての測定項目を最低月1回は測定し、それが電光掲示板等で常に公開されるようにするべきである。</p>	<p>ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法では年1回以上とされていること、既存ごみ焼却施設では年1回測定していること、並びに運転においてごみピットにおけるクレーンによるごみ質の均質化をはじめ、燃焼温度を高温に維持するとともに一酸化炭素の発生を抑え、かつ、常時測定・監視等によりダイオキシン類の発生抑制を図っていることを踏まえ、より慎重を期するため関係法令に定める測定頻度以上の年2回としたものです。</p> <p>重金属類については、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」においては、ごみ焼却施設を一律に規制するものではありませんが、排出基準値が定められています。このことから、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に準じて測定するとしたものです。同条例では測定頻度の定めはありませんが、排出基準値は一作業期間の平均値としています。また、他のごみ焼却施設の測定結果では、不検出または微量となっていることも踏まえ、年2回としたものです。</p> <p>なお、自主基準値を設定したばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素については連続測定を行い、ダイオキシン類や重金属類等の定期測定結果及び焼却量や燃焼温度等の焼却状態を示す項目を含めて、道路に面した位置に設置する煙突排出ガス状況表示盤に表示します。</p> <p>また、組合ホームページにおいて公開します。</p>

6.1.3 その他

都民の意見	事業者の見解
<p>資源物中間処理施設からの排気ガスの拡散については、2017年秋、資源物中間処理施設整備地域連絡協議会の場において、また、昨年末新たに設置された資源物中間処理施設運営連絡会の開始当初において、組合は調査を実施するとしていましたが、現在にいたるまで実施されていません。</p>	<p>当組合が運営する資源物中間処理施設、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設及び本事業である新ごみ焼却施設に関しては、環境保全に配慮し、今後とも必要な環境測定の実施や情報公開並びに意見交換等を通じて、地域の皆様にとって安全・安心な施設の運営に努めます。</p>
<p>小平・村山・大和衛生組合では、資源物中間処理施設に関して、公の場で施設稼働後に行うと公言した「排気口からのVOCの流体拡散の検査」をまだ行っておりません。</p> <p>この7月20日に開催された同施設の運営連絡会で、職員から「出来ればやりたくない」との発言が飛び出し驚いています。</p>	
<p>化学物質による人体への作用(症状)はさまざま、しかも異なる化学物質による作用・影響が複合すると考えられます。実際、そのような複合作用により、化学物質過敏症の診断・発病機序の解明・治療法と治療薬の開発は難しいとされています。</p> <p>しかるが故に、現行の大気質の評価は、例えば、煙突からの排出物の最大着地濃度地点における評価要素ごとの濃度を環境基準値と比較して、それより低ければよいとされているようです。</p> <p>このような評価法は、異なる化学物質による複合作用の評価が難しい現状においてはやむをえないとして、これを補う予防医学的措置として、組合と構成3市が共同で生活環境からの被害を懸念する地域住民に対して健康診断を実施することを要請します。</p>	<p>本事業の環境影響の予測・評価において、煙突排出ガスにより影響が考えられる物質については、最大着地濃度地点においても、もともと大気環境中に存在する汚染物質の濃度とほぼ同等であるため、本事業による影響は小さいと考えており、地域住民の方を対象とした健康診断を行う予定はありません。</p> <p>なお、施設の稼働に際しては、一般環境大気質の調査を実施し、環境影響について検証するとともに、煙突排出ガス中の重金属類等についても定期的に測定します。</p>
<p>化学物質による人体への影響は個体差が大きく、現行の環境基準が満たされていても、たとえば、小児喘息のある程度の発病は避けられないように見えます。</p> <p>そこで、乳幼児・児童への影響を配慮して都独自の環境基準を制定されるよう要望します。</p> <p>さらに、近年、広がり懸念されているイソシアネートについても早期の制定を要望します。</p>	<p>大気質の環境基準は、人の健康や生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めた政策目標であり、長期間有害物質に暴露された場合の健康被害の調査結果や疫学的根拠を基に、安全性を見込んで設定されたものです。</p> <p>本事業では、大気汚染にかかる評価の指標は「東京都環境影響評価技術指針」に基づき環境基準等とし、予測結果は、評価の指標とした環境基準等を下回り、大気質への影響は小さいと考えています。</p> <p>都独自の環境基準の制定等については事業者としての見解はありません。</p>

6.2 事業段階関係市長からの意見と事業者の見解

事業段階関係市長である立川市長からの意見及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

なお、小平市長、東大和市長及び武蔵村山市長から評価書案に対する意見はなかった。

6.2.1 立川市長からの意見と事業者の見解

立川市長の意見	事業者の見解
1 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。	評価書案で示した環境保全のための措置について、(仮称)新ごみ処理施設整備・運営事業の契約に係る要求水準書(仕様書)に順守事項であることを明記して工事の施行及び施設の運営に際して確実に実施するとともに、工事請負業者からの最新技術の提案を活用するなど、環境保全を図ります。
2 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。	新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、当該項目について調査・検討を行い、必要に応じ、環境保全のための措置を講じます。
3 安全確保については、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行い、万全の措置を講じるよう努められたい。また、近隣住民などからの問い合わせ・要望があった場合には、誠意をもって対応するよう努められたい。	工事中の安全確保については、工事用車両による交通安全への配慮や工事用地外への粉じん、ダイオキシン類等の飛散防止、大型クレーン等の建設機械による工事用地外への影響防止など、万全の措置を行います。 運営においては、公害防止の徹底や廃棄物等運搬車両による交通安全への配慮など、安全確保に万全の措置を講じます。 また、適宜、各関係者へ丁寧な説明・協議及び情報提供を行います。 なお、近隣住民からの問合せ及び要望に対して誠意をもって対応します。

7 その他

7.1 評価書案に係る見解書を作成した者及び業務受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書案に係る 見解書を作成した者	名 称：小平・村山・大和衛生組合 代表者：管理者 小林 正則 所在地：東京都小平市中島町2番1号
業務受託者	名 称：国際航業株式会社 代表者：代表取締役社長 土方 聡 所在地：東京都千代田区六番町2番地

7.2 評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・(仮称)3市共同資源物処理施設 生活環境影響調査書(平成28年7月 小平・村山・大和衛生組合)
- ・(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設 生活環境影響調査書(平成29年6月 小平・村山・大和衛生組合)
- ・「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年6月12日環大企143号)

本書に掲載した地図は、以下のとおりである。

1/25,000、1/5,000、1/2,500 の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 及び電子地形図（タイル）を複製したものである。

（承認番号 令元情複、第 686 号）

空中写真：「空中写真」（国土地理院）

令和元年（2019年）10月発行

環境影響評価書案に係る見解書
（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

編集・発行：小平・村山・大和衛生組合

〒187-0033 小平市中島町2番1号

電話番号：(042) 341-4345

ファクシミリ：(042) 343-5374

電子メール：info@kmy-eiseikumiai.jp